

加 監 公 表 第 8 号

令 和 5 年 9 月 2 8 日

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	山 本 賢 吾
加古川市監査委員	谷 真 康

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和5年8月1日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年8月1日付けで受理した。

なお、令和5年8月9日に請求人から本請求に係る補正書の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

(1) 令和4年度加古川市町内会等活動支援補助金（以下「本件補助金」という。）について

本件補助金の交付対象となる団体は、加古川市町内会等活動支援補助金交付要綱（以下「本件要綱」という。）において、令和4年8月1日施行時は、「加古川市町内会連合会に属する町内会等」と規定されていたが、「加古川市町内会連合会に属する町内会長・自治会長が率いる町内会等」に改正（令和5年2月1日施行）している。しかしながら、令和4年8月1日に遡及して適用することになっていないため、本件補助金に係る交付申請書（以下「本件補助金交付申請書」という。）のうち、令和5年1月31日以前に受付したものは、本件要綱に規定されている要件を満たしておらず、不正な支出である。

また、本件要綱において、「本市の他の補助金や委託料などを受けて実施する事業又は実施することができる事業」は、本件補助金の交付対象外であると規定されている。しかしながら、当該事業に本件補助金が交付されているものがあるため、本件要綱に規定されている要件を満たしておらず、不正な支出である。

さらに、法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されているにもかかわらず、公益上必要があると思われる物品等の購入や町内会・自治会（以下「町内会等」という。）の活動とは思われない物品等の購入が、本件補助金の交付対象になっており、不正な支出である。

また、加古川市（以下「市」という。）では、加古川市事務分掌規則（昭和44年規則

第24号。以下「事務分掌規則」という。)において、1件200,000円以上の補助金を交付する際は、財政課の協議が必要であると規定している。しかしながら、本件要綱の要件を満たしていないと思われる本件補助金の交付があまりにも多く、事務分掌規則の規定に基づいて、財政課に協議をし、財政課において精査されているか疑問である。

以下、個別に列挙する。なお、町内会等は、別表1のとおりとする。

- A [No.01]町内会については、広報かこがわ配付のために、物置とかごを購入している。しかしながら、加古川市町内会連合会（以下「連合会」という。）との行政事務委託契約（以下「行政事務委託契約」という。）は、連合会との協力関係にある町内会等が行う前提の契約であるため、本件補助金の交付は、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に規定する補助の対象としない事業に該当する。
- B [No.02]町内会については、[甲]公園環境美化に係るごみ袋を購入している。しかしながら、市と[No.02]町内会は、[甲]公園に係る公園維持管理業務委託契約（以下「公園管理委託契約」という。）を締結しており、当該委託契約には、ごみ袋代を含んでいる。よって、本件補助金の交付は、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に規定する補助の対象としない事業に該当する。
- C [No.03]自治会、[No.04]自治会については、県営住宅の敷地内清掃を行っているが、県営住宅の敷地内清掃は、入居者の義務である。また、県営住宅の敷地内清掃は、自治会の活動ではなく、管理組合としての活動であり、本件補助金を交付すべきではない。
- D [No.05]町内会については、ごみ集積場にセンサーライトの設置、[No.06]町内会については、防犯カメラの設置をしている。加古川市保健衛生協議会（以下「保衛協」という。）とのごみ分別指導業務委託契約（以下「ごみ分別委託契約」という。）に係る令和4年度ごみ分別指導業務実績報告書概要（以下「ごみ分別実績報告書概要」という。）に、監視カメラ、センサーライトの設置と記載があるため、本件補助金の交付は、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に規定する補助の対象としない事業に該当する。
- E [No.07]自治会ほか2町内会等については、市が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）を購入している。ごみ分別実績報告書概要には、指定ごみ袋の配付が記載されているため、指定ごみ袋に係る費用が、ごみ分別委託契約に係る委託料、加古川市保

健衛生協議会運営費補助金及び本件補助金として、それぞれに支出されている。

市が指定ごみ袋制度を導入する際に、ごみ袋に係る費用を市民に幾らか負担してもらうことにより、ごみの減量化に結びつくことを示していた。しかしながら、保衛協が、ごみ分別委託契約に係る委託料やその他の補助金等により指定ごみ袋を購入することで、町内会員（保衛協の会員）が無料でごみ袋を入手していることは、環境部が当初考えていたこととは、真逆（ごみの増量）のことになっている。指定ごみ袋の費用負担は、連合会に非加入の町内会長・自治会長（以下「町内会長等」という。）が率いる町内会等や町内会等に非加入の世帯（以下「町内会等非加入世帯」という。）に対してだけ課せられた政策だったとしか思われぬ。町内会等非加入世帯には、指定ごみ袋が無料配付されないため、不公平であり、町内会等への加入の自由に制限をかけていると思われる。

F [No.07]自治会については、有料レジ袋を税金（補助金）で購入し、自治会員に配付しているが、レジ袋無料配付に係る事業者等とのレジ袋削減の協定に反する行為である。ごみの減量や環境を考え、レジ袋の無料配付を禁止した法律が制定されており、税金（補助金）で、レジ袋を配付することには疑問を感じる。事業者等に対し、レジ袋削減の協力を求めながら、市がレジ袋を無料配付することは、協定違反を行ったと思われるも仕方がない。

G 加古川市保健衛生協議会規約（以下「規約」という。）によれば、町内会の環境美化に係る活動は、全て保衛協の会員として行っている活動であると思われる。これまでの住民監査請求の監査結果においても、同様のことが示されていたと認識している。しかしながら、町内会の環境美化に係る活動は、町内会等の活動であるとして本件補助金を交付しているため、保衛協としては、何の活動も行っていなかったと思われる。

[No.03]自治会ほか22町内会等については、環境整備を行っているが、本件補助金は、活動に対しての補助金であり、環境整備補助金ではない。また、活動場所が民地の場合、本件補助金の交付対象にすべきではない。町内会所有の土地や事業者所有の土地であれば、地権者が維持管理の責任を負うべきである。マンション等の敷地は住民の共有財産であり、個人所有の庭と同様の扱いにすべきである。公益上必要があると思われる公の施設の清掃等に対してのみ、本件補助金を交付すべきである。

H [No.21]町内会ほか5町内会等については、防犯活動等を行っているが、町内会等とは別組織である地域防犯活動登録団体や他の町内会等の活動が含まれていると思われる。ま

た、活動内容から学校支援ボランティアとして登録できると思われるため、ボランティア保険料が重複して支払われている可能性がある。

I [No.30]町内会については、[No.30]八幡宮敷地に係る除草剤散布のための噴霧器等による清掃活動を行っている。当該活動は、特定の宗教に係る活動と思われることから、日本国憲法（以下「憲法」という。）第89条の政教分離の規定に違反して本件補助金を交付することは疑問である。

J [No.35]町内会ほか2町内会等については、世代間交流学習会事業（以下「世代間交流事業」という。）を行っているが、社会教育課所管の加古川市世代間交流学習会事業補助金（以下「世代間交流事業補助金」という。）を受領した後に、別の世代間交流事業を実施したことに対して本件補助金を交付している。本件要綱には、世代間交流事業補助金を受領した後に、本件補助金を交付するということは規定されていない。また、[No.38]町内会については、世代間交流事業補助金を受領していないにもかかわらず、世代間交流事業を実施したことに対して、本件補助金を交付している。

K [No.05]町内会ほか2町内会等については、防犯カメラの移設、更新を行っているが、防犯カメラの移設、更新は、生活安全課所管の加古川市地域見守り防犯カメラ設置事業補助金（以下「見守りカメラ事業補助金」という。）の交付対象外であるにもかかわらず、本件補助金が交付されている。他の補助金で補助対象外になっている事業に、本件補助金を交付することは、問題である。

L [No.41]町内会については、防犯灯を設置しているが、防犯灯の設置は、町内会等の活動を支援する物品であり、町内会等の活動支援にはなり得ないことから、本件要綱に基づかない支出であると思われる。

M [No.42]町内会については、エアコン買換え、[No.44]町内会については、防犯灯柱の付け替え、換気扇取替え、[No.43]町内会、[No.45]町内会については、手摺の設置、[No.46]町内会については、小荷物専用昇降機リニューアル工事、[No.47]町内会については、エアコン取替え、[No.33]町内会については、空調設備、[No.48]町内会については、トイレ窓の補修、[No.26]町内会については、室内照明LED化、[No.49]町内会については、換気扇取付け、[No.50]町内会については、白蟻防除、[No.51]町内会については、フェンス張替工事を行っているが、それぞれの事業内容は、市民活動推進課所管の加古川市集会所整備事業補助金（以下「集会所整備事業補助金」という。）をもって充てるべきであり、

本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に規定する補助の対象としない事業に該当する。

N [No.08]自治会ほか4町内会等については、花壇の整備を行っているが、公園緑地課所管の花いっぱい活動事業に係る補助金をもって充てるべきである。また、保衛協の保健衛生推進委員には、「町内会管理の公園や花壇等の世話」という役割があるため、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に規定する補助の対象としない事業に該当する。

O [No.12]町内会、[No.53]町内会については、備品を購入しているが、町内会等が使用している当該エリア内にある[No.53]公民館は、県の県民交流広場に係る地域力強化事業補助金（以下「県民交流広場補助金」という。）を受領し、県民交流広場補助金で椅子やパソコン等を購入している。[No.31]町内会、[No.44]町内会については、プロジェクターを購入し、[No.54]自治会については、音響機器を購入しているが、当該エリアの[乙]会館では、県民交流広場補助金を受領し、当該補助金でプロジェクターを購入し、貸出しをしている。[No.55]町内会、[No.56]町内会については、プリンター等を購入しているが、[丙]センターでは、県民交流広場補助金を受領し、当該補助金で複合機を購入している。県民交流広場補助金で購入した備品等を使用すれば、本件補助金は必要ない。県民交流広場の拠点となっている会館等の運営協議会等は、地区町内会連合会と構成員がほぼ同じであり、町内会長等が県民交流広場補助金を申請したと思われる。県の補助金も税金が原資であり、多重に補助金を請求することは控えるべきである。

P [No.57]町内会については、コロナ対策のために取り組む事業として、換気機能強化のためにエアコンを購入している。しかしながら、当該エアコンには換気機能が付いていないため、コロナ対策にはならない。また、[No.13]町内会については、掃除機を購入し、[No.58]町内会については、エアコンの更新を行っているが、いずれもコロナ対策にはならない。

Q [No.10]町内会ほか16町内会等については、デジタル化に取り組む事業として、パソコン、スキャナー、プリンター等をペーパーレス化のために購入している。ペーパーレス化のために本件補助金を交付しているため、広報かこがわに係る印刷・配付等に係る費用は必要ない。また、パソコン等を購入しているだけで、ペーパーレス化やデジタル化ができていないのであれば、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。

以下「補助金規則」という。) 第10条第2項第2号(補助事業を遂行できない場合における補助金交付決定の取消し)の規定に該当するため、本件補助金の交付決定を取り消すべきである。

R [No.11]町内会ほか12町内会等については、いきいき百歳体操に係る内容で本件補助金の交付申請をしている。仮に、いきいき百歳体操が、町内会等としての活動であれば、多額の整備費用を支出した上にいきいき百歳体操におけるウェルビーポイント(以下「ウェルビーポイント」という。)を付与することは、公平性に欠ける。また、団体の活動目的が、いきいき百歳体操に特定される場合は、町内会という団体ではないため、町内会等の活動とはいえない。

S [No.11]町内会ほか9町内会等については、サロン等の活動を行っている。サロン等の活動は、加古川市社会福祉協議会の補助金の対象になっている。また、高齢者福祉に関する活動は、町内会等の活動とは違う組織の活動であるにもかかわらず、本件補助金を交付している。

T [No.79]町内会については、マスク、[No.80]町内会については、水筒、[No.81]町内会については、アルファ化米、[No.82]町内会については、アルファ化米、クラッカーを購入し、全戸配付しているが、これらは、自主防災(共助)とするのではなく、自助すべき内容である。

U [No.83]町内会については、ポータブル電源を購入しているが、個人宅に設置しているため、町内会等の活動とは思われない。また、これは、自主防災(共助)とするのではなく、自助すべき内容である。

V [No.84]町内会については、防災機材の保管場所が、町内会長宅になっているため、町内会等が解散した時に、個人の財産になる可能性がある。また、これは、自主防災(共助)とするのではなく、自助すべき内容である。

W [No.70]町内会については、防災バッグ1袋を購入している。防災バッグは、1人1袋必要であると思われる。また、これは、自主防災(共助)とするのではなく、自助すべき内容である。

X [No.85]町内会については、1度だけの防災研修のためにモニターを購入している。また、これは、自主防災(共助)とするのではなく、自助すべき内容である。

Y [No.86]町内会については、既存倉庫の解体を行っているが、解体費用は防災対策とは

思われぬ。

- Z [No.87]町内会については、ガソリン式非常用発電機を購入しているが、ガソリンを携行缶に給油するには、様々な制限があり、災害時に本当に使用できるか疑問である。
- a [No.88]町内会については、消火栓格納箱の設置許可を受けていないにもかかわらず、許可を受けていると偽った内容で本件補助金交付申請書を提出しているため、補助金規則第18条第1項（偽りその他不正な手段による補助金交付決定の取消し）の規定に該当する。
- b [No.89]町内会については、収納庫設置場所の整地費用が補助対象になっているが、防災とは関係がないと思われる。また、ホームセンターのレシートではなく、領収書が添付されているが、当該ホームセンターでは、会員であれば、100円の購入に対し最大で5ポイント付与されるため、計16,075ポイント付与されている可能性を否定できない。
- c [No.90]町内会については、本件補助金交付申請書の日付が令和4年4月1日になっているが、同日は予算審議される前である。また、[No.73]町内会の本件補助金交付申請書には日付が記載されておらず、担当課の確認がされていない。
- d [No.82]町内会については、町内放送機器を購入しているが、当該機器の購入は、町内会等の活動支援とは思われぬ。町内放送が、聞こえないという話をよく耳にするが、市民の声を聞いて行った補助であるとは思われぬ。
- e [No.14]町内会ほか2町内会等については、会館内だけの放送施設であり、町内会全体に放送するもの以外については、集会所整備事業補助金をもって充てるべきである。
- f [No.92]町内会については、放送設備を更新しているが、現場管理費、一般管理費等の人件費が高すぎる。また、撤去費用は、本件補助金の交付対象外にすべきである。
- g [No.79]町内会については、高齢者施設に入居している人も町内会員としている。住民票がない世帯については他の地域の町内会員である可能性があり、重複して補助金の交付対象になっている可能性がある。
- h [No.76]町内会については、備品等を購入しているが、レシートの一部が切断されており、原本ではない。また、食洗機、乾燥機を購入しているにもかかわらず、使い捨ての食器を大量に購入している。
- i [No.85]町内会、[No.93]町内会については、1度だけの講習会のために、パソコンや大

型ディスプレイ等を購入しており、公益上必要があるとは思われない。

- j [No.54]自治会については、パソコン教室やサロン等の活動のために椅子やテーブルを購入している。高齢者に限定した活動等は、町内会等の活動ではなく、一部の町内会員によるサークル活動と思われる。
- k [No.17]町内会については、コーヒーマーカー、カラオケセットを購入しているが、公益上必要があるとは思われない。また、町内会員の一部だけの活動については、町内会等の活動とはいえない。
- l [No.63]町内会については、パソコン等を購入しているが、W i - F i 環境を整備したことで、セキュリティの強化が図られたとしているが、セキュリティの脆弱性が常につきまとい、情報漏洩の危険性があり、公益上必要があるとは思われない。
- m [No.09]町内会については、ポケットティッシュの高級品を購入し、全戸配付しているが、ぜいたく品を購入することは、公益上必要があるとは思われない。
- n [No.94]町内会については、インクカートリッジやコピー用紙等の消耗品を購入しているが、経常的な運営経費であり、本件補助金の交付対象外である。
- o [No.95]町内会については、[No.95-1]休憩所の整備を行っているが、[No.95-1]休憩所が町内会の所有であれば、集会所整備事業補助金をもって充てるべきである。また、町内会の所有でなければ、本件補助金の交付対象外である。
- p [No.03]自治会については、大掃除の欠席者に代償金として3,000円の支払いを求めている。町内会が勝手に罰金の刑罰を与えることは許されず、法律違反をしている行為に、本件補助金を交付することは、市が罰金を認めたことになる。
- q [No.39]町内会については、防犯カメラを設置しているが、3台のうち、2台は個人宅であり、税金を原資とした本件補助金を交付すべきではない。また、[No.05]町内会については、防犯カメラ及びセンサーライトを設置しているが、防犯カメラ等の設置は、管理組合で行うべきであり、町内会等の活動ではない。
- r [No.69]町内会については、パソコン等を購入しているが、パソコン以外の物品はセット販売されており、収支決算書には、パソコン1台としか記載されていない。複合機等が誰のものになったのか分からないため、本件補助金の交付対象は、パソコンのみとすべきである。
- s [No.77]町内会については、電気温水器を購入しているが、月に1度だけの利用では、

光熱費も高く、衛生上も問題があるため、公益上必要があるとは思われない。

(2) 広報かこがわ配付に係る行政事務委託契約及び印刷製本費について

広報かこがわ配付に係る事業に本件補助金を交付しているが、本件補助金の受領が行政事務委託契約履行の前提であるのであれば、行政事務委託契約自体が成り立たない。また、ペーパーレス化、デジタル化のために、本件補助金でパソコン、スキャナー等を購入している町内会等があるが、これらの町内会等には紙媒体の広報かこがわは必要なく、配付に係る費用も必要ない。

(3) ごみ分別委託契約、保衛協の事務局に係る人件費及び加古川市保健衛生協議会運営費補助金について

保衛協は、規約によれば、地域の環境美化に係る活動を行っている団体である。保衛協は、町内会等とは別組織であるが、保衛協の活動を町内会等の活動として本件補助金を受領している。保衛協は、保衛協としての活動は何も行っておらず、ごみ分別委託契約の随意契約理由は虚偽である。また、これまでの住民監査請求の監査結果には、ごみ分別委託契約はソフト面の活動であり、ハード面は含まれないと記載されていたが、ごみ分別実績報告書概要にセンサーライトの設置や指定ごみ袋の配付が記載されており、矛盾がある。

(4) 公園管理委託契約について

公園管理委託契約に係る作業報告書の作業内容に老人クラブ等による清掃との記載があるため、公園管理委託契約は、老人クラブ等に再委託している可能性が高い。

(5) ウェルビーポイントの付与に係るポイント発行負担金（令和4年度分・令和5年度分）

（以下「ウェルビーポイント発行負担金」という。）について

いきいき百歳体操が町内会等の活動と認められている団体には、本件補助金が交付されている。しかしながら、いきいき百歳体操を町内会等の活動として行っていない団体には、本件補助金が交付されておらず、公平性に欠ける。よって、いきいき百歳体操が町内会等の活動と認められている団体は、ウェルビーポイントの付与対象外にすべきである。また、祖父母と一緒に2、3歳の子供が体操を行った場合もウェルビーポイントが付与される制

度については理解しがたい。

(6) 令和4年度加古川市自主防災組織補助金（以下「自主防補助金」という。）について

自主防補助金の交付対象となる団体が、連合会に属する町内会長等が率いる団体と連合会に関連する団体だけであり、町内会等非加入世帯が交付対象外となっているため、不公平である。

(7) 地域防犯活動団体への啓発物資の配付について

地域防犯活動団体に配付される啓発物資が小学校の校長や教頭宛てに送付されている。校務分掌には地域防犯活動の記載がないため、校長等が啓発物資を地域からの贈物として受領している可能性がある。また、本件補助金交付申請書には、防犯活動を行う旨の記載が多く見受けられるため、地区や校区における地域防犯活動団体に啓発物資を配付する必要はない。

よって、次の措置を求める。

- ・ 本件補助金の返還
- ・ 行政事務委託契約に係る委託料（令和4年度分）の返還
- ・ 広報かこがわの印刷製本費（令和5年度分）の返還
- ・ ごみ分別委託契約に係る委託料（令和4年度分、令和5年度分）の返還
- ・ 保衛協の事務局に係る職員の人件費（令和4年度分、令和5年度分）の返還
- ・ 加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和4年度分、令和5年度分）の返還
- ・ 公園管理委託契約に係る委託料（令和4年度分）（以下「公園管理委託料」という。）の返還
- ・ ウェルビーポイント発行負担金のうち、町内会等の活動に係るウェルビーポイント分（以下「ウェルビーポイント負担金」という。）の返還
- ・ 自主防補助金の返還
- ・ 地域防犯活動団体へ配付した啓発物資（令和4年度分）の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件補助金の支出について

市が[No.01]町内会ほか94町内会等に本件補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

イ 行政事務委託契約に係る委託料（令和4年10月28日支出分）（以下「行政事務委託料」という。）の支出について

市が連合会に行政事務委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

ウ 広報かこがわの印刷製本費（令和5年度分）の支出について

市が広報かこがわの印刷製本費を支出したことは違法又は不当であるか。

エ ごみ分別委託契約に係る委託料（令和5年度分）（以下「ごみ分別委託料」という。）の支出について

市が保衛協にごみ分別委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

オ 保衛協の事務局に係る職員の人件費について

市職員が保衛協の事務局業務に従事したこと及び同業務に従事した市職員に市が給与等（令和5年度分）を支出したことは違法又は不当であるか。

カ 加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和5年度分）（以下「保衛協補助金」という。）の支出について

市が保衛協に保衛協補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

キ 公園管理委託料の支出について

市が[No.02]町内会に公園管理委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

ク ウェルビーポイント負担金の支出について

市がウェルビーポイント負担金を支出したことは違法又は不当であるか。

ケ 自主防補助金の支出について

市が自主防補助金を支出したことは違法又は不当であるか。

コ 地域防犯活動団体への啓発物資の配付について

市が地域防犯活動団体に啓発物資を配付したことは違法又は不当であるか。

なお、法第242条第2項に定める住民監査請求の要件として、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。請求人が求める措置のうち、「行政事務委託契約に係る委託料のうち令和4年5月27日支出分」「ごみ分別委託契約に係る委託料（令和4年度分）（令和4年6月16日支出分）」「加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和4年度分）（令和4年6月21日支出分）」については、本請求書が提出された令和5年8月1日において、「当該行為のあった日」から1年を経過している。また、本請求書及び事実証明書から同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠はないと解せられることから、同項に規定する住民監査請求の要件を満たさない。

また、「行政事務委託契約に係る委託料のうち令和4年5月27日支出分」については、請求人から令和4年9月28日付けで提出のあった住民監査請求と、「ごみ分別委託契約に係る委託料（令和4年度分）」「保衛協の事務局に係る職員の人件費（令和4年度分）」「加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和4年度分）」については、請求人から令和4年8月2日付けで提出のあった住民監査請求と、それぞれ請求理由は異なるものの、同一の内容である。最高裁昭和62年2月20日判決によれば、「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」とされている。

よって、「行政事務委託契約に係る委託料のうち令和4年5月27日支出分」、「ごみ分別委託契約に係る委託料（令和4年度分）」「保衛協の事務局に係る職員の人件費（令和4年度分）」「加古川市保健衛生協議会運営費補助金（令和4年度分）」は、監査の対象としない。

(2) 監査の対象部

防災部、企画部、市民協働部、環境部、福祉部及び建設部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和5年8月16日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

防災部、企画部、市民協働部、環境部、福祉部及び建設部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和5年8月23日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等は次のとおりである。

ア 本件補助金について

(ア) 本件補助金の目的、対象事業等

本件補助金については、令和4年8月1日に施行された本件要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町内会等の地域活動に制約が生じている中で、地域の主体的・継続的な活動や新たな活動の創出を後押しし、更なる地域力の向上や地域の活性化を図ることを目的に、町内会等が地域の課題解決のために取り組む事業に係る経費を補助するものである。

交付対象となる団体は、連合会に属する町内会長等が率いる町内会等である。なお、本件要綱の一部改正（令和5年2月1日施行）により、本件要綱第2条第1項における交付対象となる団体を「連合会に属する町内会等」から「連合会に属する町内会長・自治会長が率いる町内会等」に変更している。これは、交付対象となる団体に変更はないものの、第三者から見た場合、正確に表現されたものではなく、誤解を招く恐れがあるため、見直しを図ったところであり、これまで交付対象としてきた団体と実質的に異なるものではない。

本件補助金の交付対象となる事業は、補助申請者が地域の課題解決のために取り組む事業で、本件要綱第2条第2項において、次の各号のいずれかに該当するものとしている。

- (1) 交通安全・防犯のために取り組む事業
- (2) 防災のために取り組む事業
- (3) デジタル化のために取り組む事業
- (4) 地域住民の交流のために取り組む事業

- (5) 地域福祉のために取り組む事業
- (6) 環境美化・緑化のために取り組む事業
- (7) 町内会加入促進のために取り組む事業
- (8) コロナ対策のために取り組む事業
- (9) その他市長が認める事業

なお、同条第3項において、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としていない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 維持管理を主たる目的とする事業
- (3) 特定の個人のみが利益を受ける事業
- (4) 宗教（神事や仏事の実施）や政治を目的とする事業
- (5) 本市の他の補助金や委託料などを受けて実施する事業又は実施することができる事業（加古川市自主防災組織補助金交付制度における補助金の上限額を超えて実施する資機材整備に関する経費及び防災活動に関する経費（同制度の補助金の交付申請に係る経費以外のものに限る。）を除く。）
- (6) 一般財団法人加古川市ウェルネス協会の補助金を受けて実施する事業又は実施することができる事業

また、補助事業の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までであり、本件補助金の額は、補助金交付の対象となる事業に掛かる経費の10/10とし、補助対象経費と支出合計からその他収入を控除して得た額とを比較して、いずれか少ない方の額としている。ただし、補助申請者が令和4年8月1日時点で把握している加入世帯数を基準に、補助限度額を設定（世帯数に応じて10万円から50万円）し、当該補助限度額を超える場合は、当該補助限度額を補助額としている。

補助対象経費は、本件要綱別表のとおり、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品費、工事費（ただし、領収書原本の提出があるものに限る。）とし、補助対象外経費は、会員への高額な品、会員への謝礼、金券類、食料品（災害用備蓄食料は除く。）、光熱水費、団体の経常的な運営経費、入場料、他団体への補助・寄附等、社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものとしている。

(イ) 本件補助金の交付の流れについて

本件補助金の交付に当たっては、補助金規則及び本件要綱に基づき、交付申請時に事業計画書及び収支予算書等の提出を求め、市での審査を経て、交付決定を行っている。また、事業終了後2週間以内又は令和5年3月31日までに本件補助金に係る補助金実績報告書（以下「本件実績報告書」という。）の提出を求め、補助金額を確定し、請求に基づき本件補助金を交付している。

本件補助金の交付の流れについては、例えば、令和5年1月11日に[No.01]町内会から本件補助金交付申請書、事業計画書及び収支予算書等を受付し、事業目的や事業実施内容等を審査した後、同年1月18日付けで交付決定を行っている。その後、[No.01]町内会から補助事業を実施したとして、同年2月2日に本件実績報告書、収支決算書、領収書等一式の提出があり、書面審査の結果、実施状況に疑義等はなく、補助金交付条件に適合していることを確認したため、補助金の額を確定し、同年2月20日付けで確定通知を行ったものである。そして、同年2月27日に[No.01]町内会から補助金等請求書が提出されたため、同年3月9日に本件補助金を支出した。

(ウ) 本件補助金の履行確認等について

本件要綱第2条第3項第5号に規定する市の他の補助金や委託料などについては、補助申請者又は担当部署への聞き取りにより補助申請の有無等を確認するなど、適正に受付を行っており、本件要綱に規定する要件を満たしているものである。

なお、「加古川市町内会等活動支援補助金のご案内」（以下「補助金案内」という。）において、「別組織の少年団や子ども会、老人クラブが主催の場合は補助対象外」としており、本件補助金に係る交付申請はいずれも、町内会等が実施主体として各地域の課題解決のために取り組む活動であることから、交付対象として認めている。また、活動につながる物品の購入等においても、本事業の目的を達成するための必要な経費として認めているところである。

次に、事実証明書（詳細）に記載のAからsまでの個々の請求に対する見解は以下のとおりである。

- A [No.01]町内会における広報かこがわ配付のための物置とかごの購入については、本件要綱第2条第2項第8号に規定するコロナ対策のために取り組む事業として、広報かこがわの配付に当たり、人と人の接触を減らすという当該町内会が行う課題解決の取組を交付対象にしたものであり、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に規定する市の他の委託料（行政事務委託料）との重複には該当しない。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。
- B [No.02]町内会においては、補助事業の内容に、公園緑地課が公園管理委託契約を締結している「[甲]公園環境美化」が含まれていたものである。しかし、令和5年3月31日付け文書で、当該町内会から本件補助金交付申請書等への「[甲]公園環境美化」の記入は誤りであった旨の報告書の提出があった。当該報告書により、[甲]公園以外の場所における美化活動を確認し、その訂正を認めている。よって、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に規定する市の他の委託料（公園管理委託料）との重複には該当しないため、本件補助金の返還を求める必要はない。
- C [No.03]自治会、[No.04]自治会においては、いずれの自治会も自治会の活動として実施する清掃活動や草刈り作業等を交付対象として申請・報告がされている。よって、県営住宅の管理組合の活動ではなく、本件要綱第2条第2項第6号に規定する環境美化・緑化のために取り組む事業に該当するため、本件補助金の返還を求める必要はない。
- D [No.05]町内会においては、センサーライトをごみ集積場のほか公園、自転車置き場など計8か所に設置している。請求人は、このうちごみ集積場に設置したセンサーライト1か所の設置が、令和4年度のごみ分別委託契約を受けて実施した事業であると主張しているが、当該町内会は交通安全・防犯のために8か所に設置するうちの1か所の事業として実施しているものであり、本件要綱第2条第2項第1号に規定する交通安全・防犯のために取り組む事業に該当している。また、[No.06]町内会における防犯カメラの設置については、子どもの見守りとごみ置き場の監視を行うために防犯カメラを設置するものであり、本件要綱第2条第2項第1号に規定する交通安全・防犯のために取り組む事業及び同項第6号に規定する環境美化・緑化のために取り組む事業に該当している。なお、本件要綱第2条第3項第5号（市の

他の補助金・委託料との重複)に規定する市の他の委託料(ごみ分別委託料)との重複には該当しない。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

E [No.07]自治会ほか2町内会等における指定ごみ袋の配付についてのうち、[No.07]自治会は、本件要綱第2条第2項第6号に規定する環境美化・緑化のために取り組む事業として、町内会一斉清掃とともに指定ごみ袋によるごみ出しの促進をするため、指定ごみ袋の配付を実施しているものである。また、[No.08]自治会は、本件要綱第2条第2項第7号に規定する町内会加入促進のために取り組む事業として、加入促進等の案内文書とともに指定ごみ袋を全戸配付している。[No.09]町内会は、本件要綱第2条第2項第4号に規定する地域住民の交流のために取り組む事業として、全世帯を対象とした町内会イベントにおける粗品として指定ごみ袋を配付したものである。よって、本件要綱第2条第3項第5号(市の他の補助金・委託料との重複)に規定する市の他の委託料(ごみ分別委託料)との重複には該当しないため、本件補助金の返還を求める必要はない。

F [No.07]自治会における有料レジ袋については、市が事業者等と締結したレジ袋削減の協定は、事業者におけるレジ袋の無料配付に係るものであり、当該自治会が町内会等の活動の中でレジ袋を使用して配付物を配ることとは無関係であり、本件補助金の返還を求める必要はない。しかしながら、3R(リデュース、リユース、リサイクル)やごみ減量を推進する市として、今後、同様の機会があれば、そのような側面にも配慮した事業の推進を案内したい。

G [No.03]自治会ほか2町内会等における環境整備については、町内会等が主体的に地域の課題解決のために取り組む事業で、地域の清掃活動として清掃を行う場合は、本件要綱第2条第2項第6号に規定する環境美化・緑化のために取り組む事業に該当する。この場合において、土地の所有者は交付対象の要件ではない。また、活動につながる物品の購入等の環境整備に対しても補助対象経費として認めているため、本件補助金の返還を求める必要はない。

H [No.21]町内会ほか5町内会等における防犯活動等についてのうち、[No.30]町内会と[No.32]町内会は、通学路・危険箇所の子どもの見守りパトロール、[No.31]町内会は、小学校登下校と町内安全パトロール、[No.33]町内会は、防犯、見守り、交通安全活動、[No.34]町内会は、パトロール活動を行うためのパトロール用ベスト・帽子

等を購入している。[No.30]町内会が本件実績報告書に添付した領収書のただし書に「〇〇っ子を守る会帽子」と記入があることについては、「〇〇っ子を守る会」で使用されている帽子を参考に商品を発注したことから、このように記入されているもので、町内会が実施するパトロール用に購入したものであることを当該町内会に確認している。[No.31]町内会についても同様に、町内会が実施するパトロール用に購入したものであることを当該町内会に確認している。[No.32]町内会ほか2町内会等については、ベスト等に町内会名が印字されていることから、町内会等の活動用の物品購入であり、いずれの町内会の事業も、本件要綱第2条第2項第1号に規定する交通安全・防犯のために取り組む事業に該当する。

また、[No.21]町内会における安全・安心のまちづくり実行委員会は、3自治会合同とも記載があること及び令和4年度[No.21]地区・安全安心まちづくり実行委員会の確認事項6(2)に他団体名が明記されていることについては、本件補助金は、補助金案内9(6)に記載のとおり、複数の町内会等で共通の地域課題があり、その課題解決に合同で取り組む場合についても交付対象にしているところである。なお、学校園支援ボランティアの保険料と重複して支払われている事実はないことを確認しており、本件補助金に係る保険料分の返還を求める必要はない。

I [No.30]町内会における[No.30]八幡宮敷地に係る清掃事業については、当該町内会から提出のあった事業計画書に「公園等清掃のため除草剤散布するための噴霧器を購入」と記載がある。当該町内会が実施する地域の清掃は、複数の公園やオープンスペース、通学路等にわたっており、当該町内会が実施する地域の清掃活動の一環として、地域の交流の場として使用されている[No.30]八幡宮敷地の清掃が行われているもので、宗教的活動を目的として実施されたものではない。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

J [No.35]町内会ほか3町内会等における世代間交流事業について、本件要綱第2条第3項第5号において、本市の他の補助金や委託料などを受けて実施する事業又は実施することができる事業は、交付対象外となると規定しており、本件補助金交付申請書に添付する事業計画書においても、その旨を留意事項として記載している。その留意事項の中に、一部対象となる事業として、世代間交流事業(社会教育課)は、複数回実施する場合のみ、2回目以降が本件補助金の交付対象である旨を記載

している。[No.35]町内会ほか2町内会等における本件補助金の交付決定は、各町内会が実施する2回目以降の世代間交流事業であることを確認した上でやっている。また、[No.38]町内会における実施事業は、住民交流を図り、町内会加入促進を図るため、人と防災未来センターと神戸どうぶつ王国を見学する事業内容である。当該町内会から提出された本件補助金交付申請書等の記載内容から、町内会への加入促進の目的で実施している事業であるため、本件補助金の交付対象としている。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

K [No.05]町内会ほか2町内会等における防犯カメラの移設、更新等のうち、[No.05]管理組合がリース契約により運用している防犯カメラについては、同管理組合の許可を得て当該町内会が町内会の課題解決のために移設を行ったもので、新たに防犯カメラを設置したものではない。[No.39]町内会については、経年劣化に伴う防犯カメラ等の交換を行ったものである。[No.40]町内会については、既設の防犯カメラの画像が悪く故障している機能もあるため、IPカメラに交換したものである。生活安全課における令和4年度の見守りカメラ事業補助金は、既設の防犯カメラの移設、更新（交換）は交付対象にしておらず、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に該当しないため、[No.05]町内会ほか2町内会等における当該防犯カメラに係る事業については、本件補助金の交付対象になるものである。また、本件要綱別表（第4条関係）のとおり、本件補助金の補助対象経費には備品費や工事費等を含むものである。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

L [No.41]町内会における防犯灯の設置については、当該町内会は、路地等で経年劣化によって暗くなった防犯灯の更新14か所と新設1か所を行ったものである。今回更新した14か所の防犯灯はいずれも町内会が管理しているもので、市が管理しているものではない。また、新設の1か所についても同様に路地等に設置したもので、市が設置する基準を満たさないため、本件補助金の交付申請がなされたものである。また、本件要綱別表（第4条関係）のとおり、本件補助金の補助対象経費には備品費や工事費等を含むものである。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

M [No.42]町内会におけるエアコンの買替えについては、[No.42-1]会館会議室の既設

エアコンが老朽化しているため更新したものである。[No.43]町内会における手摺の設置等については、[No.43]公会堂の通路に面した縁石が傾き危険なためこれを取り除き、新しく手摺設置等工事を行ったものである。また木製テラスの床板の一部を交換修繕したものである。[No.44]町内会における防犯灯用支柱の付替え等については、[No.44]公民館の防犯灯用支柱が腐食のため倒壊の恐れがあり修繕したものである。また、会議室内の換気扇が修理不能のため交換したものである。[No.45]町内会における手摺の設置については、[No.45-1]会館の正面出入口に高齢者等の安全対策として手摺を取り付けたものである。[No.46]町内会における小荷物専用昇降機リニューアル工事については、[No.46]公会堂内の小荷物専用昇降機が経年劣化しているため、リニューアル工事をしたものである。[No.47]町内会におけるエアコン取替えについては、[No.47]町内会集会所の故障したエアコンが修理不能のため更新したものである。[No.33]町内会における空調設備については、新設町内会事務所の環境整備のために設置したものである。[No.48]町内会におけるトイレ窓の補修については、[No.48]公民館2階トイレの破損したトイレ窓サッシを交換したものである。[No.26]町内会における室内照明LED化については、[No.26]町内会集会所内設置の照明器具11か所の蛍光灯をLED照明に更新したものである。[No.49]町内会における換気扇取付けについては、コロナ対策として公民館会議室に設置したものである。[No.50]町内会における白蟻防除については、[No.50]公会堂の白蟻駆除・防除を行ったものである。[No.51]町内会におけるフェンス張替工事については、[No.51]公民館外周の穴が開いているフェンス金網を子ども等の安全環境向上のため修繕したものである。

なお、集会所整備事業補助金は、施設のバリアフリー化を除き、補助対象経費が1件100万円未満のもの及び集会所に併設された施設に係るものは補助対象にしていない。前述の町内会等が地域の課題解決のために取り組んだ事業は、全て1件100万円未満であり、集会所整備事業補助金の交付対象にならず、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に該当しない。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

N [No.10]町内会における公園緑化のための備品購入等については、プランター保護に使用するU字溝を購入したものである。[No.08]自治会における緑化のための備品

購入については、環境美化と緑化促進事業として、芝生や花の手入れのため純正油カス、化成肥料、除草剤、錆止め潤滑スプレー、培養土、芝刈り機を購入したものである。[No.21]町内会における環境美化への取組等については、環境美化への取組、空き地に花、花壇とプランターで飾る取組を計画し、町内清掃の通知文作成等に係る消耗品を購入し、印刷したものである。[No.22]町内会における花壇整備については、花壇整備のため石灰、培土、肥料、ゴム手袋、ホースノズル、じょうろ、害虫駆除剤、長木鋏、ホースを購入したものである。[No.52]町内会における花壇整備については、花壇を作るための御影ピンコロ石を購入したものである。

なお、花いっぱい活動事業に係る補助金は、公園緑地課が事務局業務を担う加古川みどりの会が実施する補助金であるが、加古川みどりの会は、市とは別団体であるため、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に該当しない。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

- [No.53]町内会における備品購入については、[No.53]公民館でのコロナ対策として、空気清浄機を購入したものである。[No.12]町内会における備品購入については、お座敷チェアを購入し、[No.12]公会堂に設置したものである。[No.44]町内会における備品購入については、町内勉強会用にプロジェクターを購入し、[No.44]公民館に設置したものである。[No.31]町内会における備品購入については、大型ディスプレイを購入し、[No.31-1]集会所に設置したものである。[No.54]自治会における備品購入については、放送用アンプ・スピーカーを購入し、[No.54]集会所に設置したものである。[No.55]町内会における備品購入については、パソコン、プリンターを購入し、[No.55]集会所及び町内会長宅に設置したものである。[No.56]町内会における備品購入については、スキャナー機能付コピー機を購入し、[No.56]町内会集会所に設置したものである。

[No.53]町内会は本件要綱第2条第2項第8号に規定するコロナ対策のために取り組む事業として、[No.12]町内会は同項第5号に規定する地域福祉に取り組む事業として、[No.44]町内会は同項第3号に規定するデジタル化に取り組む事業として、[No.31]町内会は同項第3号に規定するデジタル化及び同項第4号に規定する地域住民の交流に取り組む事業として、[No.54]自治会は同項第4号に規定する地域住民の交流及び同項第5号に規定する地域福祉に取り組む事業として、[No.55]町内会及び

[No.56]町内会は同項第3号に規定するデジタル化のために取り組む事業に該当している。また、県民交流広場補助金は、県の補助金であり、市の補助金ではない。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

P [No.57]町内会及び[No.58]町内会におけるエアコンの更新並びに[No.13]町内会における掃除機購入は、本件要綱第2条第2項第8号に規定するコロナ対策のために取り組む事業として、本件補助金交付申請書の提出を受けているものである。コロナ対策には換気が有効であり、エアコン本体に換気機能がない場合であっても、故障したエアコンを更新することにより空調能力が向上し、定期的に窓を開けたとしても室温をコントロールしやすくなり、コロナ対策のための換気につなげることができる。また、小まめな掃除によりほこりをためないことはウイルスの拡散を防ぐことにつながるものである。

一方で、当該エアコンは公会堂という地域の集会施設のエアコンが故障したため更新するものであり、掃除機についても同様に、地域の集会所で使用するために購入するものであるため、本件要綱第2条第2項第8号に規定するコロナ対策のために取り組む事業に該当しない場合であっても、同項第4号地域住民の交流のために取り組む事業に該当する。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

Q [No.10]町内会ほか16町内会等における備品の購入については、本件要綱第2条第2項第3号に規定するデジタル化のために取り組む事業として、パソコン、スキャナー等、町内会等の活動におけるデジタル活用に必要な備品等を購入しているものである。町内会等におけるデジタル化により、町内会等からの情報発信の活性化、町内会等業務の効率化、町内会等運営の負担軽減、町内会等の活動の回覧物や配付物の電子化、情報共有の推進等、様々なデジタル技術による取組はあるが、地域の実情に応じた取組を町内会等が主体的に推進することが期待される。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

R [No.11]町内会ほか12町内会等におけるいきいき百歳体操については、本件要綱第2条第2項第4号に規定する地域住民の交流のために取り組む事業又は同項第5号に規定する地域福祉のために取り組む事業に該当している。また、本件補助金により、いきいき百歳体操など、住民の交流場所における備品等の整備が行われているものであるため、本件補助金の返還を求める必要はない。

S [No.11]町内会ほか9町内会等におけるサロン等の活動については、町内会等が実施する事業として、本件要綱第2条第2項第4号に規定する地域住民の交流のために取り組む事業又は同項第5号に規定する地域福祉のために取り組む事業に該当している。また、本件要綱において、加古川市社会福祉協議会の補助金を受領していないことを要件とする規定はないが、補助対象経費については全て領収書等原本の提出を求めており、重複して補助金を受領することはないため、本件補助金の返還を求める必要はない。

T [No.79]町内会におけるマスクは、防災訓練が実施され、その参加品等として配付されたものである。[No.80]町内会における水筒は、防災講習会が実施され、その参加品等として配付されたものである。[No.81]町内会におけるアルファ化米は、非常用備蓄食料として町内会員に配付されたものである。[No.82]町内会における非常食（アルファ化米・クラッカー）は、防災訓練が実施され、非常食の配付が行われたものである。いずれも、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組む事業に該当している。また、同号に規定する防災のために取り組む事業については、自主防補助金の交付対象であることを要件としておらず、当該補助金の交付対象外であっても町内会等が防災のために取り組む事業については交付対象にしている。なお、会員へ参加品等を配付する場合でも、1,000円を超える品は高額品として補助対象外経費としているところであり、上記の場合は全て1,000円以下であるため、補助対象経費として取り扱っている。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

U [No.83]町内会における防災資機材については、当該町内会の実情に応じて購入する防災資機材であり、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組む事業に該当している。また、保管場所についても集会所の有無等、当該町内会の実情に応じて決められるものであるが、町内会長等宅となるような場合には、町内会等に対し、役員交代時などに引継ぎを行うとともに、備品については備品管理台帳の作成と適切な管理を求めている。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

V [No.84]町内会における防災資機材については、当該町内会の実情に応じて購入する防災資機材であり、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組

む事業に該当している。また、保管場所が町内会長等宅となるような場合には、町内会等に対し、役員交代時などに引継ぎを行うとともに、備品については備品管理台帳の作成と適切な管理を求めている。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

W [No.70]町内会における防災バッグについては、当該町内会の実情に応じて購入する防災資材であり、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組む事業に該当している。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

X [No.85]町内会におけるモニター購入については、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組む事業に該当しており、本件補助金が備品費を補助対象経費としているため、研修等を実施するための備品費も交付対象になるものである。ただし、備品については、町内会等に対し、備品管理台帳の作成と適切な管理を求めており、町内会集会所等で保管され、令和5年度以降も継続して類似の事業のほか、町内会等の活動で使用されることを確認しているため、本件補助金の返還を求める必要はない。

Y [No.86]町内会における既存倉庫の解体については、当該町内会が経年劣化して役目を果たさなくなった既存の防災倉庫を更新したもので、既存の倉庫を撤去した場所に新倉庫を設置することは一連の事業として、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組む事業に該当するものである。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

Z [No.87]町内会におけるガソリン式非常用発電機については、防災資機材の種類・性能等は、地域の実情に応じて変わってくるものであり、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組む事業に該当する。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

a [No.88]町内会における消火栓格納箱の設置については、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組む事業に該当するため補助金等交付決定を行ったものである。なお、交付決定において、設置場所に係る占用許可等が必要な場合は、当然に設置者において必要な手続を行うべきものであり、交付決定に当たり許可の確認を行っているものではない。また、当該町内会からは令和5年3月2日付けで追加資料が提出され、消火栓格納箱の設置場所に変更があったことを確認して

いる。移設場所は当初設置場所のすぐ近くの防火水槽採水口付近であり、当初の事業目的や事業内容に変更はなく、交付決定の範囲において許容される内容である。以上のことから、既提出の内容は是正されており、補助金規則第18条第1項（偽りその他不正な手段による補助金交付決定の取消し）の規定には該当せず、本件補助金の返還を求める必要はない。

- b [No.89]町内会における収納庫設置場所の整地費用については、既存収納庫（防災資機材の保管庫）が破損倒壊の危険があるため、新たな収納庫を購入し、取り替えるものである。収納庫設置場所整地費用は、レベル調整費用として一連の工事に含まれるものであり、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組む事業に該当する。また、本件実績報告書に領収書原本が添付されていること及び店のポイントが付与されていないことを町内会に確認していることにより、補助金額を確定している。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。
- c [No.90]町内会の本件補助金交付申請書は、日付欄に令和4年4月1日と記入されて提出されているが、誤記によるものである。令和4年8月2日付けで市民活動推進課から各町内会長等へ補助金案内に補助金交付申請書用紙を添えて送付しており、それ以前に市民活動推進課で提出を受けることはない。また、提出された本件補助金交付申請書には市民活動推進課の受付印を令和4年10月7日に押印し、受付している。また、[No.73]町内会の本件補助金交付申請書は、日付欄に記入がなく提出されているが、市民活動推進課の受付印を令和4年10月19日に押印し、受付している。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。
- d [No.82]町内会における町内放送機器の購入については、町内放送設備（放送機器プログラムタイマー）の取替えを行っているものである。放送設備は、一般的に町内の情報伝達手段の一つとして地域の実情に応じて利用されているところであり、地域課題の解決として町内会等が機器更新を行う場合は本件補助金の交付対象となる。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。
- e [No.14]町内会ほか2町内会等における放送設備については、[No.14]町内会は屋外放送設備と屋内放送設備を、[No.34]町内会、[No.91]町内会は屋外放送設備を更新したものである。

集会所整備事業補助金は、地域住民の福祉の向上に寄与するため、町内会等又は

隣接町内会等が集会所の新築、増改築その他の整備事業を行う場合に要する経費の一部を補助する制度であるが、加古川市集会所整備事業補助金交付要綱第3条において、室内外放送設備に係る設備工事は交付対象外にしている。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

f [No.92]町内会における放送設備の更新については、老朽化した既設の町内放送設備（スピーカーは町内に5か所）のアンプを更新したものであり、既設アンプの撤去費用も補助対象経費に含まれる。本件要綱第6条に規定する交付申請に基づき補助金交付を行っており、人件費分も含め本件補助金の返還を求める必要はない。

g [No.79]町内会については、介護付有料老人ホームの居住者も町内会員としており、事業者が町内会員ではない。また、本件要綱第5条第1項に規定する加入世帯数は、町内会等への加入世帯数であり住民票の有無ではない。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

h [No.76]町内会から提出された物品の購入店舗のレシートは、支払合計1,953円のうち、880円を補助対象経費として計上し、補助対象経費計163,959円と記載された本件実績報告書に添付されている。当該町内会に確認したところ、意図的にレシートを切り離した認識はないものの、ポイント付与内容を確認することが困難であるため、当該購入店舗のレシートについては補助対象経費から除くこととした。このことによる本件補助金の確定額160,000円に変更はなく、本件補助金の返還を求める必要はない。

また、同町内会は本件要綱第2条第2項第4号に規定する地域住民の交流のために取り組む事業及び同項第8号に規定するコロナ対策のために取り組む事業として、ふれあい喫茶の安全・安心化事業を実施しており、コロナ禍で令和2年3月より休止していた喫茶コーナーを再開するに当たり、町内会員が安心して利用できるようにするための設備と消耗品を購入したもので、補助対象経費としている。なお、陶器製の食器や茶碗の利用とコーヒー用に使い捨てコップ等を利用することは不合理ではなく、食洗機、乾燥機等に係る本件補助金の返還を求める必要はない。

i [No.85]町内会におけるパソコン、モニター等については、本件要綱第2条第2項第2号に規定する防災のために取り組む事業として実施した防災・防火研修、勉強会で使用しているものである。[No.93]町内会における大型ディスプレイについて

は、本件要綱第2条第2項第5号に規定する地域福祉のために取り組む事業として実施した[No.93]障害福祉講習会で使用しているものである。また、本件補助金が備品費を補助対象経費としているため、これらの講習会等を実施するための備品費も交付対象となる。なお、備品については町内会等に対し、備品管理台帳の作成と適切な管理を求めており、町内会集会所等で保管され、令和5年度以降も継続して類似の事業のほか、町内会等の活動で使用されることを確認しているため、本件補助金の返還を求める必要はない。

j [No.54]自治会における備品購入については、本件要綱第2条第2項第3号に規定するデジタル化のために取り組む事業として、月1回パソコン操作習得のための教室で使用するために大型ディスプレイを購入し、同項第5号に規定する地域福祉のために取り組む事業として、サロン等の活動で使用するため、足が不自由な人用に和室用椅子を8脚とテーブルを購入しているものである。いずれも地域の課題解決のために当該自治会が取り組む事業であり、本件補助金の返還を求める必要はない。

k [No.17]町内会におけるコーヒーマーカー、カラオケセットについては、町内会員が集まる集会所に居場所づくりを進めるためにコーヒーマーカーを、全町内会員を対象とするカラオケ大会のためにカラオケセットを購入したもので、本件要綱第2条第2項第4号に規定する地域住民の交流のために取り組む事業に該当する。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

l [No.63]町内会における本件実績報告書に「インターネット環境やWi-Fi環境を整備することによりセキュリティの強化が図られた」と記載がある。また、情報セキュリティ面においても、セキュリティソフトをあわせて購入していることや、専門業者である購入店舗のサポートを受け、機器設定していることから一定の安全性は担保されているものであり、本件補助金の返還を求める必要はない。しかしながら、今後も引き続きこれらの環境を安心して使用するためには、継続的なソフトや対策のアップデートも必要であり、市としても注意喚起や啓発に努めていきたい。

m [No.09]町内会におけるポケットティッシュについては、当該町内会がコロナ禍での自粛生活における運動不足と近隣住民との交流不足の解消を目的として町内会秋

のイベントを開催し、その参加者に参加賞として、参加できなかった世帯には後日、ポケットティッシュを配付したもので、本件要綱第2条第2項第4号に規定する地域住民の交流のために取り組む事業に該当する。また、当該補助制度では、会員へ配付する高額な品（1,000円を超えるもの）は補助対象外経費としているが、当該ポケットティッシュはこれに該当しておらず、補助対象経費になる。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

- n [No.94]町内会は、高齢者が多いため急な事故や病気に備えてAED（自動体外式除細動器）と収納ボックスを購入し、町内会集会所の防災倉庫に設置しているものである。その情報を文書で町内会員に周知する事業に取り組んでおり、会員への周知や掲示物に使用したインクや用紙等の消耗品は当該事業費に含まれるため補助対象経費になる。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。
- o [No.95]町内会における[No.95-1]休憩所の整備については、当該休憩所は、同町内会が所有するものであるが、集会所別棟の休憩所であるため、その修繕工事は集会所整備事業補助金の交付対象にならない。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。
- p [No.03]自治会における緑化活動の道具購入については、当該自治会が実施する清掃活動等で使用する用具等を購入しているもので、本件要綱第2条第2項第6号に規定する環境美化・緑化のために取り組む事業に該当するため、本件補助金の返還を求める必要はない。なお、本件実績報告書に添付された当該自治会が会員へ宛てた文書「秋の大掃除のご案内」中の「欠席された方は、代償金として三千円徴収します」との記載が法律違反行為かどうかについては、判断する立場にない。
- q [No.39]町内会における防犯カメラの設置については、町内の犯罪の発生を抑止するとともに、地域住民の不安感の解消を図り、地域の安全、安心を確保するために町内会が行ったものであり、本件要綱第2条第2項第1号に規定する交通安全・防犯のために取り組む事業に該当する。なお、個人敷地内に設置された防犯カメラについては、土地所有者から当該町内会に対し、設置に係る同意書が取られている。また、[No.05]町内会における防犯カメラの設置については、マンションの管理組合がリース契約により運用している防犯カメラについて、自転車駐輪場と隣接した公園などの方向を広範囲に撮影することで防犯機能の向上を図るものであり、当該管

理組合の許可を得て、移設を行ったものである。センサーライトの設置を含め、町内会等が課題解決のために取り組む事業で、本件要綱第2条第2項第1号に規定する交通安全・防犯のために取り組む事業に該当する。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

r [No.69]町内会におけるパソコン等の購入については、当該町内会から、本件要綱第2条第2項第3号に規定するデジタル化のために取り組む事業として、ノートパソコン、複合機（スキャナー）、セキュリティソフト、ケーブルを内容とする本件補助金交付申請書が提出され、当該申請書に添付の見積書と同内容の購入に係る領収書が本件実績報告書に添付され報告を受けている。本件補助金は、町内会等が地域の課題解決のために取り組む事業を交付対象としており、個人に対して行うものではない。備品の保管場所が町内会長等宅となるような場合には、町内会等に対し、役員交代時などに引継ぎを行うとともに、備品管理台帳の作成と適切な管理を求めている。なお、添付されていなかった複合機等に関する写真等が提出され、複合機等の本件補助金による購入物品は全て町内会の所有物品として使用・保管がされていることを確認している。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

s [No.77]町内会における電気温水器については、町内の住民の交流のために実施するサロン等の活動で使用するため、町内会公会堂（調理室）に設置する備品であり、本件要綱第2条第2項第4号に規定する地域住民の交流のために取り組む事業に該当し、交流機会の後押しになるもので公益上の必要がある。よって、本件補助金の返還を求める必要はない。

上記のとおり、Aからsいずれの場合も本件補助金の趣旨・目的や補助対象事業、補助対象経費等を本件要綱に照らし、適正に審査し、交付したものであり、本件補助金の交付は、補助金規則及び本件要綱の規定に基づき適正に行われたものである。

イ 行政事務委託料の支出について

行政事務委託契約は、町内会等の会員に対して行政情報を周知する文書を配付・回覧するだけでなく、各種委員の推薦や地域の福祉増進を図るための調査に関することなどを含めた業務を委託するに当たり、各町内会等との個別契約でなく、連合会との間で契約を締

結しているところである。行政事務委託契約は町内会等の協力の基に履行されることを前提としており、市内全域での実施を可能にするため、連合会が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号に該当する場合として、随意契約している。

(ア) 連合会との委託契約について

行政事務委託料は、行政事務委託契約に係る契約書（以下「行政事務委託契約書」という。）第3条により、10月1日現在の町内会等数に37,500円を乗じた額と町内会等に加入する世帯数に860円を乗じた額とを合算した額としている。また、地域の絆づくりの核となる町内会等の代表者である町内会長等の人材育成を目的とした研修業務については、同じく10月1日現在の町内会等数に3,100円を乗じた額としており、これらの合計金額となっている。行政事務委託契約に当たっては、連合会から行政事務委託料の積算内容を記載した見積書を受理している。

令和4年度は、①令和4年4月1日付けで見積書を受理、同日付けで委託契約を締結、②同年5月19日付けで請求書を受理、③行政事務委託契約書第4条第2項に基づき、同年5月27日に12,000,000円の支出、④同年10月14日付けで請求書（10月1日現在の町内会等数（316町内会等）と世帯数（96,608世帯）が記載されたもの）を受理、⑤行政事務委託契約書第3条及び第4条の規定に基づき、同年10月28日に残額83,912,480円の支出、⑥令和5年3月31日付けで行政事務委託契約書第7条に基づく実績報告書を受理し、確認を行った。

町内会等に加入する世帯数については、事業者が含まれているかどうかも含めて、市が独自で把握できるものではなく、委託料算出のため、連合会に10月1日現在の世帯数の届け出を求めており、その世帯数を基に委託料を算出している。また、連合会からの届け出は、連合会の会員である各町内会長等からの報告に基づいて行われており、町内会等数と町内会等に加入する世帯数が記載されている。

なお、行政事務委託契約書第3条に記載する「受注者を構成する町内会数」は「受注者を構成する町内会長等が率いる町内会等数」と、「受注者を構成する世帯数」は「受注者を構成する町内会長等が率いる町内会等を構成する世帯数」と文言の表現を見直している。

(イ) 本件補助金の上乗せについて

請求人は、「広報かこがわ配付に関連する事業に本件補助金が交付されているが、本件補助金の受領が行政事務委託契約履行の前提であるのであれば、行政事務委託契約自体が成り立たず、補助金を上乘せすべきではない。」と主張しているが、[No.01]町内会の本件補助金は、本件要綱第2条第2項第8号に規定するコロナ対策のために取り組む事業として、広報かこがわ配付に際して人と人の接触を減らすという当該町内会が行う課題解決の取組を交付対象としたものである。市と連合会の間で締結する行政事務委託契約の業務内容には「広報紙等発注者が必要と認める広報文書の町内会員・自治会員への配付・回覧に関する事」と規定しているが、当該町内会が自主的・主体的にコロナ対策を行ったことにより、当該委託契約の前提が崩れるとは考えていない。

(ウ) デジタル化と広報紙の配付との関係について

請求人は、「ペーパーレス化、デジタル化のために、本件補助金でパソコン、スキャナー等を購入しているが、これらの町内会等には紙媒体の広報かこがわは必要なく、配付に係る費用も必要ない。」と主張しているが、本件補助金は、町内会等のデジタル化を後押しするためのものであり、市の発行する広報紙の配付や回覧が不要になるものではない。

ウ 広報かこがわの印刷について

広報かこがわについては、市政その他必要な事項を周知するため、32ページ又は28ページの冊子で作成し、毎月約105,500部を印刷し、毎月1日を発行日として配付している。広報かこがわの印刷については、月によってページ数に変動があるため、単価契約とし、印刷事業者は毎月5日までに前月中に納入した数量を取りまとめ、当該数量に単価を乗じて得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額を市に請求するものとしている。令和5年度については、①32ページは1部当たり16.99円、28ページは1部当たり17.01円とする基本単価契約を令和5年4月6日に締結。②5月号(32ページ)については、同年5月1日付けで請求書を受理、基本単価契約書第9条に基づき、同年5月23日に1,968,885円(@16.99円×105,350部×1.1)の支出。③6月号(28ページ)については、同年6月1日付けで請求書を受理、基本単価契約書第9条に基づき、同年6月22日に1,969,332円(@17.01円×105,250部×1.1)の支出。④7月号(32ページ)については、同年7月3日付

けで請求書を受理、基本単価契約書第9条に基づき、同年7月24日に1,965,334円（@16.99円×105,160部×1.1）の支出を行った。

広報かこがわは、市政に関する内容や主催又は共催する行事に関する情報など、幅広く市からの情報を発信するものである。発行媒体については、現在、紙媒体を基本とし、利便性向上のために市ホームページ上でデジタル媒体での掲載も行っているところである。

そのため、請求人が述べているような、デジタル化されれば紙媒体が不要になるというものではなく、広報かこがわに係る印刷製本費の返還を求める必要はない。

エ 保衛協について

保衛協は、市内の町内会（令和5年8月15日現在313町内会等）を会員とし、賛助会員として加古川市連合婦人会が加入する、住民自らの手による公衆衛生事業を通じて健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図ることを目的に活動する団体である。保衛協は昭和28年4月1日に加古川市環境衛生推進協議会として設立され、昭和47年に現在の名称に改称、現在に至っている。保衛協は長年にわたり、市政運営、とりわけ環境行政に密接に関連し、市が行うべき環境衛生施策、ごみ減量及び資源化施策の一翼を担い、地域に密着した環境行政の担い手として、市と一体となって地域環境の整備、保健衛生の推進を図っている必要不可欠なパートナーである。

（ア）ごみ分別委託契約について

ごみ分別委託契約は、ごみの減量及び資源化の促進を図るとともに、清潔な生活環境を確保し美しい町づくりを推進することを目的とし、保衛協が施行令第167条の2第1項第2号に該当する場合として随意契約している。ごみ集積場の環境保持及び分別指導等は市が行うべき業務であるが、市内にある3,700か所を超えるごみ集積場の環境保持及び分別指導等を実施するためには、市が行う業務を補完する意味で、町内会等を会員として構成し、保健衛生の推進を図ることを目的に設立された保衛協と随意契約を行い、業務委託することは、業務執行の合理性や効率性の観点からも妥当であると判断した。

ごみ分別委託料については、加古川市ごみ分別指導業務委託契約書（以下「ごみ分別委託契約書」という。）第4条に基づき、①構成する町内会等の令和5年5月1日の見込み世帯数97,200世帯に160円を乗じた15,552,000円で契約を行

い、②同年6月1日付けで同年5月1日現在の実績である96,396世帯に160円を乗じた金額として15,423,360円に更正している。③同日付けで保衛協から、15,423,360円の請求があったため、④同年6月6日に支出命令を行い、同年6月15日に指定された口座に振り込んでいる。

算定基礎になる町内会等世帯数については、保衛協の事務局（環境保全課）が連合会の事務局（市民活動推進課）からの情報提供により正確な数を把握し報告されたものを、環境第1課においても同様に世帯数の確認を行い、ごみ分別委託料を確定している。

委託内容は、ごみ分別委託契約書第2条に（1）ごみ分別収集の周知に関すること（2）受注者の会員である町内会が使用しているごみ集積場の環境保持に関すること（3）その他、発注者と受注者とが協議して必要と認めることと定めている。（1）については、ごみ集積場での立ち当番や、ごみの出し方の指導等であり、（2）については、ごみ集積場の見回りや資源ごみ回収前後のカゴの出し入れ等を想定しているが、それぞれ地域やごみ集積場により状況が異なることから一律に定めていない。

なお、[No.05]町内会、[No.06]町内会から提出され、保衛協が受理しているごみ分別指導業務実績報告書（以下「町内会ごみ分別実績報告書」という。）には、ごみ集積場の監視カメラ及びセンサーライトの設置等の記載はない。ただし、他の町内会等から提出された町内会ごみ分別実績報告書に「ごみ集積場の環境保持に関すること」の「その他の活動」の項目に監視カメラ及びセンサーライトの設置が記載されていたが、ごみ分別委託料で設置したということではなく、設置したこれらを使用して、ごみ集積場の環境保持を行ったことの記載である。よって、施設整備にごみ分別委託料をもって充てたものではないが、今後、町内会ごみ分別実績報告書の記載に当たっては、誤解がないよう適切なものとなるよう指導していく。

一方で、[No.07]自治会ほか2町内会等から提出され、保衛協で受理している町内会ごみ分別実績報告書には、指定ごみ袋の配付の記載はなく、ごみ分別実績報告書概要に誤りがあった。

加えて、加古川市ごみステーション整備事業補助金において、市は町内会等に対し、ごみ集積場のフェンスやネットの購入、設置に係る補助を行っているが、町内会ごみ分別実績報告書には、ごみ集積場において、ネット等を使用してカラスや犬猫などからの

被害を防止する活動が記載されている。よって、加古川市ごみステーション整備事業補助金とごみ分別委託料の内容は重複するものではない。このように、ごみ分別委託契約は適正に履行されているため、ごみ分別委託料の返還を求める必要はない。

(イ) 保衛協の事務局に係る職員の人件費について

保衛協の事務局を市庁舎内に置き、市職員が業務を行っていることについては、保衛協の活動が環境行政の推進を担っていること、事務分掌規則において「加古川市保健衛生協議会に関すること。」と規定していること、また、規約第2条において「会の事務局は、加古川市環境部環境保全課におく。」と規定していることから、業務委託及び運営費補助において人件費等を含む事務費の計上を行わず、事務局を市が担い、人的支援しているものである。市庁舎に事務局を配置していることについては、連絡調整業務を市職員が行うに当たって、職務として取り組む必要性があることによるものである。なお、市職員が当該事務を職務命令に基づき行っていることについては、保衛協の業務の全部が公益性・公共性の高いものであり、当該業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有すること、市が環境行政の推進を図る上で人的支援を行うことが必要であること、保衛協の業務に営利性が認められないことから、「市がなすべき責を有する職務」として保衛協が設立された昭和47年度から継続して職務命令により業務に従事しているところである。事務の範囲としては、各種会議の開催補助、予算・決算・契約・出納事務補助など、保衛協運営の事務補助全般となっており、その意思決定には、関与していない。

また、平成27年度行政監査において、「団体への関与の基本的な考え方」が示され、その団体及び関与しようとする職務の性質や背景を上記のように整理し、十分精査した上で、「市がなすべき責を有する業務」として事務分掌や課内の事務分担表に明文化し、職務として従事しているところであり、その対価として正当な給与を支給しているものである。

以上のことから、保衛協の事務局を市庁舎内に置き、市職員が職務命令に基づき業務を行っていることは違法又は不当ではないため、事務局に係る人件費の返還を求める必要はない。

(ウ) 保衛協補助金の支出について

保衛協は、自らの利益のために活動する市民団体ではなく、地域住民自らの手によ

る公衆衛生事業を通じて、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい社会の建設に資することを目的として設立されている団体である。保衛協は、会員である町内会等の会費により運営するべく自主財源の確保に取り組んでいるが、広く市民の福祉の向上と利益の増進に寄与し、市が関与する妥当性があることから、加古川市保健衛生協議会運営費補助金交付要綱（以下「保衛協補助金要綱」という。）を制定し、その運営費の一部を補助しているものである。なお、補助金の種類等は保衛協補助金要綱別表（第2条関係）により、団体運営費補助として、保衛協運営に係る経費のうち、旅費、事務用品費等の需用費、総会、役員会等の開催に要する役務費、使用料及び賃借料を対象経費としており、地区研修費を含め保衛協運営全般を交付対象としている。また、補助金額は1,200,000円を上限とすると規定している。

保衛協補助金の交付に当たっては、令和5年6月1日付けで、保衛協補助金要綱第3条に規定する交付申請があり、事業計画書及び収入支出予算書の提出を求めた上で、市で審査を行い、同日付けで交付決定を行っている。

以上のように、保衛協補助金はその目的に合致して適正に支出されており、正当なものであることから、保衛協補助金の返還を求める必要はない。

オ [No.02]町内会との公園管理委託契約について

(ア) 公園管理委託契約の目的について

市は、市内に378か所ある公園全ての維持管理を実施するためには、地域住民の協力が必要不可欠であると考えている。このことから、コミュニティ施設として中心的な役割を担う公園については、地域コミュニティの形成に寄与し、環境面においてもより良好な状態を維持することを目的として、施行令第167条の2第1項第2号に該当することを事由に町内会等と令和4年4月1日付けで公園管理委託契約を随意契約している。

市として、地域の町内会等に業務委託することは、業務執行の合理性や効率性の観点からも妥当であると判断している。

(イ) 公園管理委託料の支出について

市は、[No.02]町内会と①委託期間、令和4年4月1日から令和5年3月31日ま

で、②委託場所は[甲]公園、③公園管理委託料は120,400円として随意契約をしている。④作業報告書は、公園管理委託契約に係る契約書（以下「公園管理委託契約書」という。）第9条に基づき、上半期は令和4年9月30日付け、下半期は令和5年3月31日付けで提出されている。⑤令和4年10月3日付けで[No.02]町内会から請求があり、⑥公園管理委託契約書第11条に基づき同年11月24日に支出している。

(ウ) 再委託等について

[No.02]町内会への聞き取りの結果、[甲]公園の管理については、町内会が老人クラブやボランティア団体に作業を委託した事実はなく、再委託に当たる事項は認められない。このことから、公園管理委託契約の執行として、契約の相手方である[No.02]町内会が適正に業務を実施していることが確認できた。

一方で、作業報告書（上半期）での「定期的な作業内容」「人数」の項目に記載のある「老人クラブ（〇〇会）等」による活動は、公園管理委託契約とは直接的な関連がなく、報告書の記載内容としては不適切であることから、今後、報告書の提出時においては十分に記載内容の確認を行っていく。

なお、公園管理委託契約内容のごみ袋代が、市民活動推進課で実施する本件補助金の交付内容と重複するとの指摘については、本件実績報告書の記載において誤記があり、その訂正があったことを受け、重複がないことを確認している。

よって、公園管理委託契約においては、[No.02]町内会が契約内容を理解した上で、公園施設の点検・報告、清掃、除草は作業毎に、剪定は随時に報告されているなど、委託内容を適正に執行したことが確認できるため、公園管理委託料の返還を求める必要はない。

カ ウェルビーポイント負担金の支出について

ウェルビーポイントの付与は、平成30年度より開始し、加古川市かこがわウェルビーポイント制度実施要綱（以下「ウェルビーポイント要綱」という。）及びいきいき百歳体操実施団体支援に関する要領（以下「百歳体操支援要領」という。）に基づき、実施されたものである。

(ア) 事業趣旨について

かこがわウェルビーポイント制度は、市民による主体的な社会活動、健康活動等への参加意欲を高め、ひとりでも多くの人が活動に参加するきっかけとなり、また、活動を続ける楽しみにつなげることにより、「夢と希望を描き 幸せを実感できるまち 加古川」を実現することを目的に、対象活動に参加した場合にウェルビーポイントを付与して、その貯めたポイントを有効活用できる制度である。（ウェルビーポイント要綱第1条）

(イ) 対象とする活動について

対象とする活動はウェルビーポイント要綱別表に規定されており、いきいき百歳体操は平成30年度よりポイントの対象になっている。（ウェルビーポイント要綱別表（第3条関係））

(ウ) ウェルビーポイントの付与対象者について

いきいき百歳体操は、加古川市一般介護予防事業実施要領に基づき実施しており、以下の条件のいずれかを満たす者を参加者としている。なお、ウェルビーポイントの付与対象は、いきいき百歳体操参加者のうち市に住民票があるものに限っている。（百歳体操支援要領第2条）

- ・介護保険第1号被保険者
- ・上記の者の支援のための活動に関わる65歳未満の者

(エ) ウェルビーポイントの付与について

いきいき百歳体操手帳（参加人数分）とかこっぴスタンプ（概ね参加人数30人ごとに1個）は会場（団体）ごとに代表者へ配付し、手帳は代表者から参加者へ配付している。参加確認は各会場に一任しており、手帳に日付を記入し、その上にかこっぴスタンプを押している。なお、日付については、いきいき百歳体操出席簿と一致するよう求めている。

ウェルビーポイントは、活動1回に対し50ポイント、50回参加し2,500ポイントが貯まった時点でポイントを付与している。令和4年度は1,635件の申請があり、日付とスタンプを確認した後、4,087,500ポイントの付与を行っている。また、ウェルビーポイントを付与した後のいきいき百歳体操手帳は回収している。

(オ) 町内会等の活動としての認識と本件補助金との関連について

請求人は、いきいき百歳体操は寝たきり予防を目的として実施しており、活動目的が

特定されているため、町内会等の活動ではないと主張している。市では、いきいき百歳体操を介護予防を目的とした住民主体の通いの場として位置付けている。各会場は、町内会や老人クラブのほか、様々な主体により運営されており、地域の公民館や公会堂等市内174会場（令和5年8月1日現在）で実施されている。請求人が問題としているいきいき百歳体操が町内会等の活動であるかどうかについては、ウェルビーポイント付与の要件に含まれていない。子供へのウェルビーポイントの付与については、請求人は、いきいき百歳体操を町内会等の活動として認定するのであれば、祖父母と一緒に2、3歳の子供が体操を行った場合もウェルビーポイントが付与されることとなるが、子供へのウェルビーポイントの付与には疑問しかないと主張している。いきいき百歳体操は、町内会等の活動であるかどうかにかかわらず、65歳以上の参加者を支援する65歳未満の人も参加することができるため、支援するという要件を満たしている場合、65歳未満の参加者にウェルビーポイントを付与することは問題ないとする。しかしながら、2、3歳の子供が参加者を支援することはできないと考えており、ポイント付与の対象とはしていない。

請求人は、複数の町内会等において、本件補助金を活用し、いきいき百歳体操に係る物品が購入されていることから、市がいきいき百歳体操を町内会等の活動と認定しており、多額の補助金を支出した上でウェルビーポイントまで付与するのは公平性に欠けるため、ポイントの返還を求めるべきと主張している。いきいき百歳体操参加者へのウェルビーポイントの付与は、ひとりでも多くの人が活動に参加するきっかけとなること及び活動を続ける楽しみにつなげることにより、地域住民の介護予防を推進することを目的に、参加者個人へウェルビーポイントを付与するものであり、本件補助金とは目的も交付対象も異なることから、公平性を欠くものではなく、ウェルビーポイント負担金の返還を求める理由はない。また、ウェルビーポイントの付与を楽しみに、いきいき百歳体操に参加している方も多数おられ、ウェルビーポイントの付与は、地域住民の介護予防に寄与しているものとする。

以上のことから、ウェルビーポイントの付与は、ウェルビーポイント要綱及び百歳体操支援要領の規定に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な支出ではないため、ウェルビーポイント負担金の返還を求める必要はない。

キ 自主防補助金の支出について

自主防補助金は、平成9年度に事業を開始し、補助金規則及び令和4年度加古川市自主防災組織補助金交付要綱（以下「自主防補助金要綱」という。）に基づき、以下の内容で実施した。

（ア）事業趣旨について

自主防補助金は、自主防災組織が整備する資機材の購入及び修繕並びに防災活動において発生する経費の補助を行うことで、自主防災組織の育成及び活性化を図り、地域防災力の向上に資することを目的としている。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し初期消火を行い、延焼を防止した事例や救助作業を行い、人命を救った事例等が数多く見られたことから、市においても自主防災活動の一層の強化と推進及び地域防災力の向上を図るため、地域コミュニティの核である町内会等を中心に自主防災組織の結成促進及び防災資機材の整備支援を推進してきたところである。

（イ）自主防補助金の交付対象となる事業について

「資機材に関する補助」については、防災用資機材の整備を行うための資機材購入費及び自主防災組織が保有する防災用資機材に係る修繕費であり、「防災活動に関する補助」については、防災訓練及び防災啓発等の活動に要する経費及び避難行動要支援者の避難支援等の活動に要する経費である。（自主防補助金要綱第3条）

（ウ）自主防補助金の算定について

自主防補助金の額は、交付対象事業に要する経費に相当する額以内とし、上限額は「資機材に関する補助」については、組織の構成世帯数（当該年度の4月1日を基準日とする）に応じて新設の自主防災組織は300世帯ごとに300,000円、既設の自主防災組織は300世帯ごとに150,000円としている。また、「防災活動に関する補助」については、自主防災組織ごとに30,000円としている。（自主防補助金要綱第3条）

（エ）自主防補助金の交付の流れについて

自主防補助金は、補助の対象となる団体（以下「自主防補助対象団体」という。）から提出された実績報告書の書面審査や、必要に応じ実地調査等を行うこととしている。

（自主防補助金要綱第10条）

自主防補助金の交付の流れについては、例えば、令和4年5月30日付けで[No.117]町内会から、自主防補助金に係る交付申請書を受理し、申請内容を審査し、同年6月7日付けで交付決定を行っている。当該町内会から同年9月30日に該当資機材が納品されたとして、同年10月5日付けで提出された実績報告書（添付文書を含む。）を審査した結果、実施状況が補助金交付条件に適合していることを確認したため、自主防補助金の額を確定し、同日付けで補助金の確定通知を行ったものである。そして、同年10月14日付けに自主防災組織補助金請求書が提出されたため、同年10月31日に指定された口座に自主防補助金を振り込んだ。

なお、領収書と収支決算書の内容が一致しない、補助対象経費以外の経費が計上されている等で書面内容に疑義がある場合、自主防補助対象団体に確認を行い、必要に応じて書面の訂正や自主防補助金の返還を求めることとしている。

(オ) 自主防補助対象団体について

自主防補助対象団体は、地域において自主的な防災活動を実施し、地震その他の災害の被害の防止及び軽減を図ることを目的として結成された自主防災組織としている。

（自主防補助金要綱第2条）

自主防補助金の交付については、自主防補助金要綱に明記していないものの、請求人の主張のとおり、自主防補助対象団体が連合会に属する町内会長等が率いる団体と連合会に関連する団体だけであり、町内会等非加入世帯が補助対象外となっているため、連合会に関わりのないマンションや解散町内会などが、自主防補助金の交付対象となっていない点については、市においても課題として認識している。

一方で、自主防補助金を交付した団体においては、自主防補助金要綱の規定や申請要件を満たしていること、自助・共助の観点から本事業の実施についてその妥当性を申請時に審査していること及び実績報告においても関係書面の提出を求めていることなどから、その実施状況に疑義等はなく、補助金事業の趣旨に合致しているものとする。

以上のことから、自主防補助金の交付は、補助金規則及び自主防補助金要綱の規定に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な支出ではないため、自主防補助金の返還を求める必要はない。

ク 地域防犯活動団体への啓発物資の配付について

(ア) 地域防犯活動団体について

地域防犯活動団体は、小学校区を単位とし、加古川市生活安全条例（平成15年条例第1号）に基づき、安全で安心して暮らすことができる地域づくりを積極的に進めるため、地域の各種団体が互いに協力して地域安全活動を行う団体である。市では地域防犯活動団体の設立を進めるため、平成16年度から平成18年度にかけて、設立補助金を交付し、平成18年度には市内の28小学校区全てに1団体ずつ地域防犯活動団体が設立された。その後、平成23年度以降、小学校単位以外にも自主的に設立された団体も加わるなど、現在は計42団体となっている。平成16年度から平成20年度までは関連する補助金を支給していたが、平成21年度以降は当該補助金の支給を廃止し、防犯活動物資の配付に変更し、現在に至っている。町内会、老人クラブ、PTA、少年団、ボランティアグループなど、地域の各種団体が構成されているが、地域により、構成団体数や内容は違っている。平成16年度の立ち上げ支援では、地域の公共的団体として、町内会、老人クラブ、PTA等が複数で構成する推進団体として募集しており、地域防犯活動団体の構成員の一部として町内会等が含まれる場合がある。

令和4年度の手続としては、令和4年5月25日付けで全ての地域防犯活動団体に対して案内を送付し、同年6月30日に地域防犯活動団体連絡会を開催し、「防犯啓発物資配布申込書」を受付している。また、物資の納期は同年9月30日として発注を行い、36団体に対して、帽子、ベスト、ライト、メガホン等372個の啓発物資を配付している。

(イ) 啓発物資の配布先について

請求人の主張のうち、配付される啓発物資を小学校の校長や教頭が受領していることについては、防犯啓発物資配布申込書の「2送付先」に学校の校長や教頭の名が記載されているためであり、送付先として指定されている学校等に、団体から受取先として依頼していることを前提として送付しているものである。したがって、送付物の所有権は地域防犯活動団体にある。

多くの地域で町内会等の活動として防犯活動を行っている旨の本件補助金の申請が出ているため、地区や校区における地域防犯活動団体への支給品の配付は必要ないとの請求人の主張については、それぞれの団体で活動する個人が重複する可能性は否定できないが、町内会等は地域防犯活動団体を構成する団体の一つであり、町内会等以外の団体

を主体に構成された地域防犯活動団体も存在する。そのため、町内会等への補助があれば、地域防犯活動団体への支援が不要ということにはならない。

防犯活動を進めていく上で、さまざまな主体が重層的に取組を積極的に行うことで、活動内容が周りに波及し、結果として市民の防犯意識の向上につながっていくものと考えている。

以上のように、当該啓発物資はその目的に合致して適正に配付されており、正当なものであることから、啓発物資の返還を求める必要はない。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 山 本 賢 吾

加古川市監査委員 谷 真 康

6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) 本件補助金の支出について

請求人は、本件要綱に規定されている要件を満たしていないにもかかわらず、95町内会等に本件補助金が交付されているため、本件補助金の返還を求めていることから、本件補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 本件補助金の目的、交付対象及び対象経費について

(ア) 本件補助金の目的は、本件要綱第1条において、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町内会・自治会の地域活動に制約が生じている中で、地域の主体的・継続的な活動や新たな活動の創出を後押しし、更なる地域力の向上や地域の活性化を図ること」と規定されている。

(イ) 本件補助金の交付対象は、本件要綱第2条第1項において、令和4年8月1日施行時は、「加古川市町内会連合会に属する町内会等」と規定されていたが、「加古川市町内会連合会に属する町内会長・自治会長が率いる町内会等」に改正（令和5年2月1日施行）されている。

しかしながら、令和4年8月1日に遡及して適用することになっていないため、本件補助金交付申請書のうち、令和5年1月31日以前に受付したものは、本件要綱に規定されている要件を満たしておらず、不正な支出であると請求人は主張している。

関係職員への調査により、本件要綱の改正は、交付対象となる団体に変更はないものの、第三者から見た場合、正確に表現されたものではなく、誤解を招く恐れがあるため、見直しを図っており、これまで交付対象としてきた団体と実質的に異なるものではないということである。また、交付対象となる団体への周知については、令和4年8月2日付け文書にて、本件要綱のほか補助対象団体として、「本市が連合会を通じて把握する町内会等」と明記している補助金案内を各町内会長等に送付している。なお、財政課において、本件要綱第2条第1項の趣旨については、「連合会に属する町内会長が率いる町内会等」であることを本件補助金補正予算編成時に市民活動推進課に確認していることを確認した。

(ウ) 交付対象となる事業については、本件要綱第2条第2項において、以下の9事業が規定されている。（1）交通安全・防犯のために取り組む事業（2）防災のために取り組む事業（3）デジタル化のために取り組む事業（4）地域住民の交流のために取り組む事業（5）地域福祉のために取り組む事業（6）環境美化・緑化のために取り組む事業（7）町内会加入促進のために取り組む事業（8）コロナ対策のために取り組む事業（9）その他市長が認める事業。また、補助金案内には、交付対象事業の具体例が記載されている。以下、例を記載する。

（1）交通安全・防犯のために取り組む事業 「子ども見守り活動、防犯カメラの設置（修理を含む。）、わんわんパトロール」

（2）防災のために取り組む事業 「安全・安心マップの作成、防災訓練の実施、防災用資機材（備蓄品）の購入」

（3）デジタル化のために取り組む事業 「電子回覧板アプリの導入、専門家招へいや勉強会の開催、モニター設置」

- (4) 地域住民の交流のために取り組む事業 「地域の夏祭り、盆踊り、町内運動会、バス旅行の実施」
 - (5) 地域福祉のために取り組む事業 「高齢者の見守り、居場所づくり、買い物支援」
 - (6) 環境美化・緑化のために取り組む事業 「清掃活動、花壇づくり」
 - (7) 町内会加入促進のために取り組む事業 「加入促進チラシの作成、町内会ホームページの作成、視察・勉強会」
 - (8) コロナ対策のために取り組む事業 「集会施設における換気機能強化等、情報通信技術を活用できる環境整備」
 - (9) その他市長が認める事業 「放送設備の設置（更新・修理を含む。）」
- (エ) 交付対象とならない事業については、本件要綱第2条第3項第5号に、以下のとおり規定されている。
- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 維持管理を主たる目的とする事業
 - (3) 特定の個人のみが利益を受ける事業
 - (4) 宗教（神事や仏事の実施）や政治を目的とする事業
 - (5) 本市の他の補助金や委託料などを受けて実施する事業又は実施することができる事業（加古川市自主防災組織補助金交付制度における補助金の上限額を超えて実施する資機材整備に関する経費及び防災活動に関する経費（同制度の補助金の交付申請に係る経費以外のものに限る。）を除く。）
 - (6) 一般財団法人加古川市ウェルネス協会の補助金を受けて実施する事業又は実施することができる事業
- (オ) 補助対象経費については、本件要綱第4条において、「活動補助金の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち、直接補助事業の実施に必要と認められる経費で、市長が認めたものとする。」と規定されている。また、別表に対象経費として「報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品費、工事費 ただし、領収書原本の提出があるものに限る。」、補助対象外経費として「会員への高額な品、会員への謝礼、金券類、食料品（災害用備蓄食料は除く。）、光熱水費、団体の経常的な運営経費、入場料、他団体への補助・寄附等、社会通念上公金で賄うことがふさわしくない

もの」と規定している。

イ 本件補助金の支出に係る事務手続について

補助金規則によれば、補助金等の交付は、原則として、①補助金等を受ける者の交付の申請（第5条）、②市長の審査及び交付決定（第6条）、③市長の決定の通知（第7条）、④補助事業の遂行（第11条）、⑤補助事業の実績報告（第14条）、⑥市長による審査及び補助金等の額の確定（第15条）、⑦補助金等の交付（第17条）の手順で行われるところ、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは概算払ができる（第17条第1項ただし書）ものとされている。

また、本件要綱によれば、補助金の交付申請時には、本件補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第6条）と規定されている。

関係職員への調査により、本件補助金の支出に係る事務手続は、別表2のとおり、適正に行われていることを確認した。

ウ 「3請求の要旨（1）Aからs」について、以下のとおり検討する。

A [No.01]町内会については、広報かこがわ配付のために、物置とかごを購入しているが、請求人は、広報かこがわ配付に係る本件補助金の交付は、行政事務委託契約と重複するため、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に規定する補助の対象としない事業に該当すると主張している。関係職員への調査により、購入されたかご等は、当該町内会が、自主的・主体的にコロナ対策を行ったもので、行政事務委託契約には含まれないものであることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第8号（コロナ対策）に該当する事業として交付していることを確認した。

B [No.02]町内会については、[甲]公園の環境美化に係るごみ袋を購入しているが、請求人は、当該公園は、公園管理委託契約を締結しており、本件補助金は、公園管理委託料と重複するため、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に規定する補助の対象としない事業に該当すると主張している。関係職員への調査により、[No.02]町内会から本件実績報告書に記載の「[甲]公園環境美化」は誤りで

あったとの報告書が提出されていることを確認した。当該報告書により、環境美化活動は、[甲]公園ではなく、集会所敷地及び[No.02]町内会隣接公有地での活動であることを市民活動推進課が確認し、訂正を認めていることを確認した。また、本件補助金は、公園管理委託契約と重複しない場所における一斉清掃であり、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第6号（環境美化・緑化）に該当する事業として交付していることを確認した。

C [No.03]自治会、[No.04]自治会については、県営住宅の敷地内清掃等を行っているが、請求人は、県営住宅の敷地内清掃等は、入居者の義務であり、本件補助金の交付対象外であると主張している。関係職員への調査により、当該事業は、管理組合の活動ではなく、町内会等が町内会等の活動として実施する事業であり、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第6号（環境美化・緑化）に該当する事業として交付していることを確認した。

D [No.05]町内会、[No.06]町内会については、センサーライトの設置、防犯カメラの設置を行っているが、請求人は、ごみ分別実績報告書概要に「監視カメラ、センサーライトの設置」と記載されていることから、ごみ分別委託料と重複していると主張している。関係職員への調査により、ごみ分別実績報告書概要に記載の「監視カメラ、センサーライトの設置」は、当該町内会からの報告ではないため、当該事業は、ごみ分別委託契約と重複しないことを確認した。本件補助金は、本件要綱第2条第2項第1号（交通安全・防犯）及び同項第6号（環境美化・緑化）に該当する事業として交付していることを確認した。

E [No.07]自治会ほか2町内会等については、指定ごみ袋を購入しているが、請求人は、指定ごみ袋の配付が、ごみ分別実績報告書概要に記載されているため、ごみ分別委託料や保衛協補助金と重複していると主張している。関係職員への調査により、ごみ分別実績報告書概要に記載の「指定ごみ袋の配付」は誤記であり、ごみ分別委託契約には含まれていないことを確認した。また、本件補助金は、[No.07]自治会は、本件要綱第2条第2項第6号（環境美化・緑化）に該当する町内一斉清掃事業、[No.08]自治会は、同項第7号（町内会加入促進）に該当する加入促進事業、[No.09]町内会は、同項第4号（地域住民の交流）に該当する事業として交付していることを確認した。

F [No.07]自治会については、有料レジ袋を購入しているが、請求人は、レジ袋無料配

付に係る事業者等とのレジ袋削減の協定に違反していると主張している。関係職員への調査により、市が締結したレジ袋削減の協定は、事業者がレジ袋を無料配付することに係るもので、町内会等が町内会等の活動のなかで配付物を配るためにレジ袋を使用することは、協定に反することではないことを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第6号（環境美化・緑化）に該当する事業として交付していることを確認した。

G [No.03]自治会ほか22町内会等については、環境整備を行っているが、請求人は、本件補助金は、活動に対しての補助金であり、環境整備のための補助金ではなく、また、環境美化活動は、保衛協の活動であり、民地での清掃活動も町内会等の活動ではないと主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、加古川市町内会等活動支援環境整備事業補助金（令和3年度）の対象を拡充した補助金になっており、環境整備についても交付対象としていることを確認した。また、本件補助金は、町内の一斉清掃等、本件要綱第2条第2項第6号（環境美化・緑化）に該当する事業として、交付していることを確認した。また、この場合において、活動場所の土地の所有者を補助要件にしていないことを確認した。

H [No.21]町内会ほか5町内会等については、防犯活動等をしているが、請求人は、町内会等とは別組織である地域防犯活動登録団体や他の町内会等の活動が含まれていると主張している。関係職員への調査により、当該物品の購入は、町内会等が実施するパトロール用に購入したものであること及び複数の町内会等で共通の地域課題に取り組む場合も交付対象にしていること（補助金案内9（6））を確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第1号（交通安全・防犯）に該当する事業として交付していることを確認した。なお、本件補助金は、学校支援ボランティアの保険料と重複していないことも確認した。

I [No.30]町内会については、[No.30]八幡宮敷地に係る清掃を行っているが、請求人は、特定の神社施設の清掃に対して補助金を出すことは、憲法第89条に違反すると主張している。本件要綱第2条第3項第4号においても「宗教（神事や仏事の実施）や政治を目的とする事業」は、交付対象外にしている。

政教分離の考え方については、最高裁昭和52年7月13日判決において「憲法第20条第3項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とかかわり

合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきであり、ある行為が右にいう宗教的活動に該当するか否かを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。そして、本件支出が、宗教上の組織又は団体に対する公金の支出として、憲法第89条によって禁止されるものに当たるか否かの判断も、右の基準によってされるべきものであり、本件支出を評価するに当たっては、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められるか否かを検討すべきであり、また、その検討に当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることがあってはならないのである。」とされている。

関係職員への調査により、当該清掃は、当該町内会が地域清掃活動として、複数の公園や通学路等において実施したものであり、その地域清掃活動場所の一部に、地域の交流の場として使用されている八幡宮の敷地が含まれていたこと及び宗教的活動を目的としたものではないことを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第6号（環境美化・緑化）に該当する事業として交付していることを確認した。

J [No.35]町内会ほか2町内会等については、世代間交流事業を行っているが、請求人は、本件要綱には、社会教育課所管の世代間交流事業を行った後に、別の世代間交流事業を実施することに対して本件補助金を交付するということは規定されていないにもかかわらず、当該町内会等が世代間交流事業補助金を受領した後に、別の世代間交流事業を実施したことに対して本件補助金を交付していると主張している。また、[No.38]町内会については、世代間交流事業補助金を受領していないにもかかわらず、本件補助金を交付していると主張している。関係職員への調査により、本件要綱第2条第3項第5号において、補助の対象としない事業として、本市の他の補助金を受けて実施する事業又は実施することができる事業と規定しており、[No.35]町内会ほか2町内会等については、1度目の世代間交流事業は、世代間交流事業補助金の交付対象

であったため本件補助金の交付対象外であったが、2度目は世代間交流事業補助金の交付対象外となり、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に該当しない。また、本件補助金は、同条第2項第4号（地域住民の交流）に該当する事業として交付していることを確認した。なお、[No.38]町内会については、本件要綱第2条第2項第4号（地域住民の交流）で申請されているが、町内会加入促進の目的を持って実施された事業であり、同項第2号（防災）及び同項第7号（町内会加入促進）に該当する事業として交付していることを確認した。

K [No.05]町内会ほか2町内会等については、防犯カメラの移設、更新を行っているが、請求人は、見守りカメラ事業補助金の交付対象と認められない事業に本件補助金を交付すべきではないと主張している。関係職員への調査により、見守りカメラ事業補助金の交付対象外となっている見守りカメラの移設、更新について、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第1号（交通安全・防犯）に該当する事業として交付していることを確認した。

L [No.41]町内会については、防犯灯を設置しているが、請求人は、防犯灯の設置は、要件を満たせば、市が設置していること及び防犯灯は安全・安心のための物品であり、防犯灯の設置は、町内会等の活動とはいえないと主張している。関係職員への調査により、当該防犯灯は、市の設置基準を満たしていないため、町内会等の判断で設置したものであり、本件要綱第2条第2項第1号（交通安全・防犯）に該当する事業として交付していることを確認した。

M [No.26]町内会ほか11町内会等については、施設の整備等を行っているが、請求人は、集会所整備事業補助金をもって充てるべきであると主張している。関係職員への調査により、集会所整備事業補助金の交付対象事業は、1件100万円以上の事業であること及び本件補助金で交付した事業は、全て100万円未満であり、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に該当しないことを確認した。また、本件補助金は同条第2項第1号（交通安全・防犯）に該当する事業として交付していることを確認した。

N [No.08]自治会ほか4町内会等については、花壇の整備等を行っているが、請求人は、花壇の整備等は、公園緑地課所管の花いっぱい活動事業補助金をもって充てるべきであると主張している。関係職員への調査により、花いっぱい活動事業は、加古川

みどりの会が実施するものであり、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）には該当しないこと及び本件補助金は、同条第2項第6号（環境美化・緑化）に該当する事業として交付していることを確認した。

○ [No.12]町内会ほか6町内会等については、それぞれ備品等を購入しているが、請求人は、県民交流広場補助金で購入した備品等を使用すれば、本件補助金は必要ないと主張している。関係職員への調査により、[No.53]町内会は、県民交流広場と利用する施設は同じであるが、異なった備品等を購入していること及びその他の町内会等については、県民交流広場で購入した備品等とは別の場所に設置されていることを確認した。また、[No.44]町内会、[No.55]町内会及び[No.56]町内会は、本件要綱第2条第2項第3号（デジタル化）に、[No.31]町内会は、同項第3号（デジタル化）及び同項第4号（地域住民の交流）に、[No.54]自治会は、同項第4号（地域住民の交流）及び同項第5号（地域福祉）に、[No.12]町内会は、同項第5号（地域福祉）に、[No.53]町内会は、同項第8号（コロナ対策）に、それぞれ該当する事業として本件補助金を交付していることを確認した。また、県民交流広場補助金は、県の補助金であり、同条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）には該当しないことを確認した。

P [No.13]町内会ほか2町内会等については、コロナ対策としてエアコン、掃除機等を購入しているが、請求人は、購入したエアコン等ではコロナ対策にはならないこと及び当該事業は集会所整備事業補助金をもって充てるべきであると主張している。関係職員への調査により、換気機能がないエアコンであっても、エアコンの更新により空調能力が向上することにより、定期的な換気が可能となること及び掃除機は、ほこりをためないことでウイルス拡散を防ぎ、結果としてコロナ対策につながっていると判断していることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第8号（コロナ対策）に該当する事業として交付しているが、町内会等の集会所で使用するものであり、同項第4号（地域住民の交流）にも該当する事業であることを確認した。なお、対象経費が1件100万円未満のため、集会所整備事業補助金の交付対象外であることも確認した。

Q [No.10]町内会ほか16町内会等については、パソコン、スキャナー等を購入しているが、請求人は、デジタル化に取り組む事業として、ペーパーレス化のため、パソコン、スキャナー等を購入しているのであれば、広報かこがわの印刷製本費は不要とな

ること及びパソコン、スキャナー等を購入しただけで、デジタル化、ペーパーレス化ができないのであれば、補助金規則第10条第2項第2号（補助事業を遂行できない場合における補助金交付決定の取消し）の規定に該当すると主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第3号（デジタル化）に該当する事業として交付していることを確認した。また、本件補助金により、町内会等の活動としての情報発信の活性化、事務の効率化等につなげることを目的としていること及び広報かこがわのペーパーレス化を図るものではないことを確認した。

R [No.11]町内会ほか12町内会等については、いきいき百歳体操に係る事業として、大型モニター、椅子等を購入しているが、請求人は、団体の活動目的が、いきいき百歳体操に特定されている場合は、町内会等の活動ではないと主張している。関係職員への調査により、いきいき百歳体操に係る本件補助金は、本件要綱第2条第2項第4号（地域住民の交流）及び同項第5号（地域福祉）に該当する事業として交付していることを確認した。

S [No.11]町内会ほか9町内会等については、サロン等に係る事業として、冷蔵庫、掃除機等を購入しているが、請求人は、サロン等の活動については、町内会等の活動とは違う組織の活動であること及び加古川市社会福祉協議会の補助金と重複すると主張している。関係職員への調査により、サロン等の活動は、本件要綱第2条第2項第4号（地域住民の交流）及び同項第5号（地域福祉）に該当する事業として、本件補助金を交付していることを確認した。また、加古川市社会福祉協議会の補助金は、市の他の補助金には当たらず、同条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）には該当しないことを確認した。

T [No.79]町内会ほか3町内会等については、マスク、アルファ化米等の消耗品を購入しているが、請求人は、マスク、アルファ化米は、自助すべき内容であり、自主防災（共助）である内容とは思えないと主張している。関係職員への調査により、防災講習会、防災訓練等の事業への参加品等（1,000円以下）としてそれぞれ、マスク、アルファ化米等を購入しており、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業であることを確認した。また、本件補助金は、自主防補助金の交付対象であることを要件としておらず、自主防補助金の交付対象外であっても、町内会等が防災のために取り組む事業については、交付対象としていることを確認した。

U [No.83]町内会については、ポータブル電源を購入しているが、請求人は、ポータブル電源は、保管場所が個人宅であること及び自主防災（共助）でするのではなく、自助ですべきであると主張している。関係職員への調査により、防災資機材の保管場所については、補助金案内9（21）に設置場所が町内会長等宅になった場合についても明記されており、備品については、備品管理台帳の作成、役員交代時には引継ぎを行うことなど適切な管理を依頼していることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業として交付していることを確認した。

V [No.84]町内会については、発電機等防災資機材を購入しているが、請求人は、防災資機材の保管場所が町内会長宅になっており、町内会等が解散した時に、防災資機材が個人財産になる可能性があるとして主張している。関係職員への調査により、防災資機材の保管場所については、補助金案内9（21）に設置場所が町内会長等宅になった場合についても明記されており、備品については、備品管理台帳の作成、役員交代時には引継ぎを行うことなど適切な管理を依頼していることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業として交付していることを確認した。

W [No.70]町内会については、防災バッグ1袋を購入しているが、請求人は、防災バッグは、1人1袋必要なものであり、自主防災（共助）でするのではなく、自助ですべき内容であると主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業として交付していることを確認した。

X [No.85]町内会については、モニターを購入しているが、請求人は、1度だけの防災研修のためにパソコンやモニター等を購入していること及び自主防災（共助）でするのではなく、自助ですべき内容であると主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業として交付していることを確認した。また、備品については、備品管理台帳の作成、役員交代時には引継ぎを行うことなど適切な管理及び次年度以降も継続して防災研修や類似事業で使用することを確認していることを確認した。

Y [No.86]町内会については、防災倉庫の解体を行っているが、請求人は、防災倉庫の解体は、防災対策とは思えないと主張している。関係職員への調査により、当該事業

は、老朽化した既存の防災倉庫を解体し、新たに防災倉庫を設置する事業で、解体も含めて一連の事業と判断していることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業として交付していることを確認した。

Z [No.87]町内会については、ガソリン式非常用発電機を購入しているが、請求人は、防災資機材として災害時に使用できない可能性があるものを本件補助金で購入することに疑問があると主張している。関係職員への調査により、防災資機材の種類・性能等は、当該町内会の実情に合わせて購入するものであることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業として交付していることを確認した。

a [No.88]町内会については、消火栓格納箱を設置しているが、請求人は、消火栓格納箱の設置について公園緑地課の占用許可を受けていないにもかかわらず、許可されていると虚偽の申請書を提出しており、補助金規則第18条第1項（偽りその他不正な手段による補助金交付決定の取消し）の規定に該当すると主張している。関係職員への調査により、本件実績報告書提出時（令和4年11月30日）には、都市公園の占用許可（令和4年12月20日付け許可）がなされていなかったことを確認した。また、令和5年3月2日付けで[No.88]町内会から届け出があり、都市公園占用許可を得たこと及び設置場所の変更があったことを確認した。また、移設場所は当初設置場所のすぐ近くの防火水槽採水口付近であり、当初の事業目的や事業内容に変更はなく、交付決定の範囲において許容される内容であることを確認した。なお、手続において、瑕疵はあるものの、現時点において、内容は是正されており、補助金規則第18条第1項（偽りその他不正な手段による補助金交付決定の取消し）の規定には、該当していないこと及び本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業として交付していることを確認した。

b [No.89]町内会については、収納庫設置場所の整地を行っているが、請求人は、収納庫設置場所の整地費用は、防災事業とは関係がないと主張している。また、ホームセンターの領収書が添付されているが、レシートではないため、店のポイントが付与されている可能性があると主張している。関係職員への調査により、当該整地費用は、レベル調整費用として、一連の防災資機材の保管庫の設置工事に含まれていること、本件実績報告書には、領収書原本が添付されていること及びポイントが付与されてい

ないことを町内会に確認したことを確認した。なお、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業として交付していることを確認した。

- c [No.90]町内会については、本件補助金交付申請書の日付が令和4年4月1日になっているため、請求人は、予算審議がされる前に当該申請書が提出されていると主張している。また、[No.73]町内会については、本件補助金交付申請書に日付が記載されていないため、請求人は、担当課の確認がされていないと主張している。関係職員への調査により、本件補助金交付申請書の記載誤り、記載漏れについては、受付印を押印しており、押印日を以って申請日として受付し、本件補助金を交付していることを確認した。
- d [No.82]町内会については、町内放送機器を購入しているが、請求人は、当該機器の購入は、町内会等の活動とは思えないと主張している。関係職員への調査により、放送設備の設置（更新・修理を含む。）は、補助金案内4（9）に本件要綱第2条第2項第9号（その他）の例示として記載しているため、本件補助金は、同号の事業として交付していることを確認した。
- e [No.14]町内会ほか2町内会等の放送設備については、会館内の放送設備に係る事業を行っているが、請求人は、集会所整備事業補助金をもって充てるべきであると主張している。関係職員への調査により、室内外放送設備に係る設備工事は、集会所整備事業補助金の交付対象外であるため、本件要綱第2条第3項第5号（市の他の補助金・委託料との重複）に該当しないことを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第9号（その他）に該当する放送設備の設置（更新・修理を含む。）事業として交付していることを確認した。
- f [No.92]町内会については、町内放送設備のアンプの更新を行っているが、請求人は、現場管理費、一般管理費等の人件費が高すぎることで及び撤去費用は、交付対象外にすべきであると主張している。関係職員への調査により、事業内容は、老朽化した既設の町内放送設備のアンプを更新したものであり、既設アンプの撤去費用も本件補助金の交付対象としていることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第9号（その他）に該当する放送設備の設置（更新・修理を含む。）事業として交付していることを確認した。
- g [No.79]町内会については、マスク等を購入しているが、請求人は、交付対象の世帯

数に、高齢者施設の居住者など住民票がない世帯も含まれている可能性がある」と主張している。関係職員への調査により、本件要綱第5条第1項に規定する加入世帯数は、町内会等への加入世帯数であり、住民票の有無ではないこと及び介護付有料老人ホームの居住者も交付対象として問題はないことを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）及び同項第8号（コロナ対策）に該当する事業として交付していることを確認した。

- h [No.76]町内会については、備品等を購入しているが、請求人は、レシートの一部が切断されており、ポイント付与の可能性があると及び食洗機、乾燥機を購入しながら、使い捨て食器を大量に購入していることに疑問があると主張している。関係職員への調査により、ポイント付与については、当該町内会に確認したものの、確認が取れなかったため、当該レシート分は、補助対象経費から除くこととしたが、当該レシート分を除いたことにより、本件補助金の確定額に変更は生じていないことを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第4号（地域住民の交流）及び同項第8号（コロナ対策）に該当する事業として交付していることを確認した。なお、陶器製の食器や茶碗の利用とコーヒー用に使い捨てコップ等を利用することは不合理とはいえない。
- i [No.85]町内会、[No.93]町内会については、パソコンやディスプレイ等を購入しているが、請求人は、1度だけの講習会のために、パソコンや大型ディスプレイ等を購入していると主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）及び同項第5号（地域福祉）に該当する事業として交付していることを確認した。なお、購入した備品等は、今後も継続して類似事業のほか町内会等の活動に使用していることを確認した。
- j [No.54]自治会については、椅子やテーブルを購入しているが、請求人は、パソコン教室やサロン等の活動は、町内会等の活動ではなく、一部の町内会員によるサークル活動であると主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第3号（デジタル化）及び同項第5号（地域福祉）に該当する事業として交付していることを確認した。
- k [No.17]町内会については、コーヒーメーカー、カラオケセットを購入しているが、請求人は、コーヒーメーカー、カラオケセットの購入は、一部の町内会員の趣味の活

動であり、町内会等の活動とはいえないと主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第4号（地域住民の交流）に該当する事業として交付していることを確認した。

- l [No.63]町内会については、パソコン等を購入しているが、請求人は、インターネット環境等を整備したことについて、情報漏洩の危険性があり、公益性があるとは思えないと主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第3号（デジタル化）に該当する事業として交付していることを確認した。なお、インターネット環境の整備により、町内会等の活動のデジタル化が推進されることを狙いとしていること及び情報セキュリティ上の一定の安全性は担保されていることを確認した。
- m [No.09]町内会については、ポケットティッシュを購入しているが、請求人は、高額なポケットティッシュの全戸配付が公益上必要があるとは思われないと主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第4号（地域住民の交流）に該当する事業として交付していることを確認した。なお、町内会員へ配付する1件1,000円以下の物品購入は、本件補助金の交付対象としていることを確認した。
- n [No.94]町内会については、インクカートリッジやコピー用紙を購入しているが、請求人は、インクカートリッジやコピー用紙等の消耗品の購入は、経常的な運営経費であり、本件補助金の補助対象外経費であると主張している。関係職員への調査により、当該消耗品は、AED設置に伴う事業の中で、町内会員への周知、掲示板への掲示に使用したものであり、AED設置の一連の事業としていることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第2号（防災）に該当する事業として交付していることを確認した。
- o [No.95]町内会については、[No.95-1]休憩所の整備を行っているが、請求人は、[No.95-1]休憩所が町内会所有であれば、集会所整備事業補助金をもって充てるべきであると主張している。関係職員への調査により、[No.95-1]休憩所の修繕工事については、同町内会所有の集会所の別棟であるため、集会所整備事業補助金の交付対象外であることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第4号（地域住民の交流）及び同項第5号（地域福祉）に該当する事業として交付していることを確認

した。

- p [No.03]自治会については、清掃活動を行っているが、請求人は、自治会が大掃除の欠席者に代償金として3,000円の支払いを求めており、勝手に罰金の刑罰を与えることは法律違反であり、その行為に対して本件補助金を交付することは、市が罰金を認めたことになると主張している。関係職員への調査により、当該自治会内において取り決められた代償金、いわゆる出不足金が直ちに法律違反行為に該当するか否かは明らかではないものの、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第6号（環境美化・緑化）に該当する事業として交付されていることを確認した。
- q [No.39]町内会については、防犯カメラを設置しているが、請求人は、防犯カメラの設置について、2か所は個人宅であり、税金を原資とした本件補助金を交付すべきではないと主張している。[No.05]町内会については、防犯カメラ、センサーライトを設置しているが、請求人は、防犯カメラ及びセンサーライトの設置については、マンションの管理組合ですべきと主張している。関係職員への調査により、個人宅への設置については、土地所有者の同意書が提出されていることを確認した。[No.05]町内会の防犯カメラは、管理組合が設置した防犯カメラを町内会が防犯機能向上のために、自転車駐輪場と隣接した公園などの方向を広範囲で撮影できるように、管理組合の許可を得て、町内会が移設したものであること及びセンサーライトの設置は、町内会が町内会の課題解決のために設置したものであることを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第1号（交通安全・防犯）に該当する事業として交付していることを確認した。
- r [No.69]町内会については、パソコン等を購入しているが、請求人は、パソコン以外の物品はセット販売されており、収支決算書にパソコン1台としか記載されていないことから、複合機等については誰のものになったのか分からないため、本件補助金の交付対象は、パソコンのみとすべきであると主張している。関係職員への調査により、セットで購入した複合機等も町内会等の備品として使用、保管されていること及び追加資料として、パソコン以外の物品の写真の提出があったことを確認した。また、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第3号（デジタル化）に該当する事業として交付していることを確認した。
- s [No.77]町内会については、電気温水器を購入しているが、請求人は、電気温水器は、

月に1度だけの利用のために購入されたものであり、光熱費も高く、衛生上も問題があると主張している。関係職員への調査により、本件補助金は、本件要綱第2条第2項第4号（地域住民の交流）に該当する事業として交付していることを確認した。

また、請求人は、公益上必要があると思われない物品等の購入が、本件補助金の交付対象になっており、不正な支出であると主張している。

法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。広島高裁平成13年5月29日判決では、「補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される」とした上で、「裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である」とされている。

本件補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町内会等の地域活動に制約が生じている中で、地域の主体的・継続的な活動や新たな活動の創出を後押しし、更なる地域力の向上や地域の活性化を図ることをその交付目的として、町内会等が地域の課題解決のために取り組む事業に係る経費を補助するものであり、本件補助金は前述のとおり、本件要綱等の規定に基づき支出されており、本件補助金の交付に裁量権の逸脱又は濫用があったとする特段の事情も認められない。

以上のことから、一部において書類上不備のある本件補助金交付申請書等を受付しているという事実はあるものの、本件補助金の支出に係る事務手続は補助金規則及び本件要綱に基づき適正に行われている。よって、本件補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

（2）行政事務委託料の支出について

[No.01]町内会については、本件補助金をもって、広報かこがわ配付のための物置及びかごを購入しているが、請求人は、本件補助金の受領が行政事務委託契約履行の前提であるのであれば、行政事務委託契約自体が成り立たないと主張し、行政事務委託料の返還を求

めている。また、[No.10]町内会ほか16町内会等については、パソコン、スキャナー等を購入しているが、請求人は、ペーパーレス化、デジタル化を目的に、パソコン、スキャナー等を購入しているため、紙媒体の広報かこがわは必要なく、配付に係る費用も必要ないとして、行政事務委託料の返還を主張している。

以上のことから、行政事務委託契約の履行について、以下のとおり検討する。

ア 行政事務委託契約について

行政事務委託契約は、町内会等の会員に対して行政情報を周知する文書を配付・回覧するだけでなく、各種委員の推薦や地域の福祉増進を図るための調査に関することなどを含めた業務を委託するに当たり、各町内会等との個別契約でなく、連合会との間で行政事務委託契約を締結しているところである。委託契約は町内会等の協力の基に履行されることを前提としており、市内全域での実施を可能にするため、施行令第167条の2第1項第2号に該当する場合として、随意契約としている。また、行政事務委託料については、①令和4年5月19日付けで請求書を受理、②行政事務委託契約書第4条第2項に基づき、同年5月27日に12,000,000円の支出、③同年10月14日付けで請求書（10月1日現在の町内会等数（316町内会等）と世帯数（96,608世帯）が記載されたもの）を受理、④行政事務委託契約書第3条及び第4条の規定に基づき、同年10月28日に残額83,912,480円の支出、⑤令和5年3月31日付けで行政事務委託契約書第7条に基づく実績報告書を受理し、確認を行っている。

イ 広報かこがわとの関連について

関係職員への調査により、本件補助金で購入した物置及びかごは、本件要綱第2条第2項第8号（コロナ対策）に規定するコロナ対策のために取り組む事業として、広報かこがわ配付に際して人と人の接触を減らすという目的で、[No.01]町内会が自主的・主体的に行ったものであることを確認した。また、本件補助金は、町内会等のデジタル化を後押しするためのものであり、市の発行する広報紙の配付や回覧が不要になるものではないことを確認した。

なお、市と連合会の間で締結する行政事務委託契約の業務内容には「広報紙等発注者が必要と認める広報文書の町内会員・自治会員への配付・回覧に関すること」と規定し

ているが、当該町内会が自主的・主体的にコロナ対策を行ったことにより、当該委託契約の前提が崩れるとは考えていないことを確認した。

以上のことから、行政事務委託料の支出については、行政事務委託契約書に基づき適正に支出されていることから、違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(3) 広報かこがわの印刷製本費の支出について

[No.10]町内会ほか16町内会等については、パソコン、スキャナー等を購入しているが、請求人は、ペーパーレス化、デジタル化を目的に、パソコン、スキャナー等を購入しているため、紙媒体の広報かこがわは必要なく、配付に係る費用も必要ないとして、広報かこがわの印刷製本費の返還を求めていることから、以下のとおり検討する。

関係職員への調査により、広報紙は、市政に関する内容や主催又は共催する行事に関する情報など、幅広く市からの情報を発信するもので、発行媒体としては、紙媒体を基本としているが、利便性向上のためにホームページ上でデジタル媒体での掲載も行っていること及び一部の町内会等のデジタル化により、広報かこがわが不要になるというものではないことを確認した。

また、広報かこがわの印刷については、月によってページ数に変動があるため、単価契約とし、印刷事業者は毎月5日までに前月中に納入した数量を取りまとめ、当該数量に単価を乗じて得た金額に100分の10に相当する額を加算した金額を市に請求している。なお、広報かこがわの印刷製本費の単価契約については、令和5年4月6日に締結しており、5月号については、同年5月1日付けで請求書を受理し、基本単価契約書第9条に基づき、同年5月23日に1,968,885円の支出を行っている。6月号については、同年6月1日付けで請求書を受理し、基本単価契約書第9条に基づき、同年6月22日に1,969,332円の支出を行っている。7月号については、同年7月3日付けで請求書を受理し、基本単価契約書第9条に基づき、同年7月24日に1,965,334円の支出を行っている。

以上のことから、広報かこがわの印刷製本費の支出については、基本単価契約書に基づ

き適正に支出されていることから、違法又は不当とはいえ、請求人の主張には理由がないと判断する。

(4) ごみ分別委託料の支出について

請求人は、保衛協の活動を町内会等の活動として本件補助金の交付を受けており、保衛協は何の活動もしていないため、ごみ分別委託料の返還を求めていることから、ごみ分別委託契約の履行について、以下のとおり検討する。

ごみ分別委託契約は、関係職員への調査により、約3,700か所ある市内のごみ集積場の環境保持及び分別指導等を実施するために、合理性、効率性の観点から、町内会等を会員として構成し、保健衛生の推進を図ることを目的に設立された保衛協と随意契約を行っていることを確認した。

ごみ分別委託契約の内容は、ごみ分別委託契約書第2条において(1)ごみ分別収集の周知に関すること。(2)受注者の会員である町内会が使用しているごみ集積場の環境保持に関すること。(3)その他、発注者と受注者とが協議して必要と認めること。と定められている。

請求人は、ごみ分別実績報告書概要の「地域のごみ集積場の環境保持に関すること」において、監視カメラ、センサーライトの設置と記載されていること及び「その他の活動」に、指定ごみ袋の配付が記載されているため、ごみ分別実績報告書概要が虚偽であると主張している。

関係職員への調査により、ごみ分別実績報告書概要は、各町内会から提出される町内会ごみ分別実績報告書を基に保衛協が作成したもので、令和5年3月31日付けで保衛協の会長から市長宛てに提出されたごみ分別指導業務実績報告書に添付されたものであり、監視カメラ、センサーライトの設置と記載があるのは、ごみ分別委託料で設置を行ったのではなく、町内会等が監視カメラ等の設置により環境保持を行っているという理解であることを確認した。また、指定ごみ袋の配付については、町内会ごみ分別実績報告書に記載はなく、ごみ分別実績報告書概要の誤記であることを確認した。

また、ごみ分別実績報告書概要への記載誤りはあるものの、ごみ収集時において、収集業務に支障が生じるような事象は発生していないことから、ごみ分別委託契約の業務は適正に履行されていることを確認した。

よって、ごみ分別委託料の支出は違法又は不当とはいえ、請求人の主張には理由がないと判断する。

(5) 保衛協の事務局に係る職員の人件費について

請求人は、保衛協が何の活動も行っていないことから、市職員が保衛協の事務を行っていることは問題であるため、職員の人件費の返還を主張している。

市職員には地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定により、職務に専念する義務が課せられている。よって、基本的には市以外の団体の事務に従事する際には任命権者の承認が必要である。また、市職員を市以外の団体の事務に従事させる方法としては、退職又は休職して派遣する場合以外では「職務に専念する義務の免除」（加古川市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第44号））による方法と「職務命令」による方法があるとされている。

なお、東京高裁平成19年3月28日判決によれば、「当該団体の事務がその性質や内容等に照らし地方公共団体の事務と同一視し得るような特段の事情が認められ、かつ、職員に対する地方公共団体の指揮監督が及んでいると認められるような場合であれば、職員を地方公共団体以外の団体に派遣しその事務に従事させることは違法とされないものというべきである。」とされている。

さらに、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）によれば、一般職員を派遣することができる団体は同法第2条に「…次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第3項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。」とされている。また、同法第6条第2項では「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的

若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。」と定めている。

加えて、平成28年12月1日付けで市危機管理室長から各所属長宛てに出された文書「市が事務局機能を担っている団体等に係る適切な事務執行について（依頼）」では、市が関わる各種団体等の適正な運営や業務執行の確保を図るため、団体の職務に従事する際の指針が示されている。これによると、市が当該団体等へ関与（職務として従事）するための基本的な考え方として、以下の4つの条件を挙げている。

ア 関与しようとする団体が「公共的団体」であるか。（農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよいとされている（行政実例 昭和24年1月13日、昭和34年12月16日））

イ 関与しようとする団体の「職務」が、市の職務遂行に関し密接な関連があるか。

ウ 関与しようとする団体の「職務」が「市がなすべき責を有する職務」として位置付けられ、市の本来業務と密接不可分として判断されるか。

エ 事務分掌規則等や所属の事務分担表等で明文化されているか。（明文化する予定も含む。）

このような視点で、市職員が保衛協の事務局業務に従事し、市が給与等の人件費を支出したことが違法又は不当であるかを検討した。

関係職員への調査によれば、市職員は「職務命令」により保衛協の事務局業務に従事している。従事する職務内容は①各種会議の開催補助、②予算に関する事務補助、③決算に関する事務補助、④契約に関する事務補助、⑤出納に関する事務補助など、保衛協運営の事務補助全般である。

一般に、市と密接な関係にある団体であっても、あくまで別団体であることから、当該団体の全ての事務を市の事務と同一視することはできず、団体固有の事務があると考えられる。したがって、団体の事務のうち市職員が従事する事務の範囲については、一律に判断するのではなく、従事する団体の性質、行政との関係、従事する事務の内容等につい

て、個別具体的に検討する必要がある。その意味で、市職員が従事できる事務の範囲は、市長の政策的判断等による部分があると考えられる。もちろん、このような裁量権には一定の限界が存在することに留意しなければならない。

そこで、改めて本請求の場合を検討すると、保衛協は、規約第4条及び第6条によれば、町内会や賛助会員で組織され、住民自らの手による公衆衛生事業を通じ、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図りもって公害のない住みよい市の建設に資することを目的として、昭和28年4月に加古川市環境衛生推進協議会として設立された任意団体であり、極めて公共性の高い団体であると考えられる。

さらに、保衛協は、令和5年3月策定の加古川市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）においても、市等と連携して取り組む組織体制を構成する団体として位置付けられ、ごみ分別指導、ごみ集積場の環境保持など環境、保健衛生に関する全般にわたり地域で活動する保健衛生推進委員の協力を得て、ごみの減量・資源化及び環境美化を推進しているほか、地区衛生指導者の指導や研修の実施、保健衛生思想の普及と向上など地域の環境保全に尽力している。

このように、保衛協は、基本計画推進に必要な組織体制の一角を担っており、市と協働して美しいまちづくりを進める上で必要かつ不可欠なパートナーである。また、保衛協の会員である町内会等には市内全世帯の9割近くが加入していることや、設置目的、業務内容からみても、住みよいまちづくりを目指した事業を市と一体となって推進する共同事業体的性格を持った公共的団体と考える。

このような状況を総合的に勘案すると、保衛協の事務局業務を市の事務として市職員が行うことは、政策的判断として不合理とはいえない。

なお、一般的には、保衛協は市とは別団体であることから、保衛協固有の事務が存在すると考えられる。したがって、これら保衛協固有の事務に市職員が従事する際は、前述のように、派遣や職務に専念する義務の免除等について任命権者による承認を得ておく必要がある。保衛協固有の事務としては、名簿作成や総会等開催が考えられるが、保衛協の活動等に係る連絡調整などの市の事務と切り離して取り扱うことは困難である。そのため、一部に保衛協固有の事務を包含していたとしても、それは職務命令に併せ、職務に専念する義務が包括的かつ黙示的に免除され、全体としては市の事務と解することができる。

また、保衛協の事務局業務については、事務分掌規則第9条において、環境保全課の事

務分掌として「加古川市保健衛生協議会に関すること。」と規定されている。さらに、環境保全課環境衛生係の事務分担表において、「保健衛生協議会との連絡及び調整に関すること」及び「保健衛生協議会に係る事務資料作成に関すること」と明文化されていることから、市職員は職務として従事しているといえる。

以上のことから、保衛協の事務局業務は、市の事務と同一視できる程度に高い公益性、公共性があり、当該業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接不可分なものであるため、「市がなすべき責を有する職務」として、職務命令により保衛協の事務局業務に市職員を従事させることは、違法又は不当とはいえない。よって、請求人の主張には理由がないと判断する。

(6) 保衛協補助金の支出について

請求人は、保衛協が何の活動も行っていないため、市が保衛協に交付した保衛協補助金の返還を求めていることから、保衛協補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 保衛協補助金の支出に係る事務手続について

保衛協補助金要綱において、①補助金の交付の申請には、補助金交付申請書に事業計画書、収入支出予算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第3条）、②保衛協の代表者は、当該年度終了後、速やかに補助金実績報告書に事業実績調査書、収入支出決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第5条）、③実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定すること（第6条）、④補助金の額を確定した後に補助金を交付することとするが、市長が保衛協の運営上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付できること（第7条第1項）、⑤補助金の交付は、補助金請求書の提出により行うこと（同条第2項）などが規定されている。

関係職員への調査により、保衛協補助金について次のとおり事実を確認した。

(ア) 令和5年6月1日付けで保衛協から補助金交付申請書、令和5年度事業計画、令和5年度保健衛生協議会収支予算（以下これらを「保衛協補助金交付申請書等」と

いう。)が提出された。

(イ) 市は提出された保衛協補助金交付申請書等を審査した後、令和5年6月1日付けで1,200,000円の補助金の交付決定を行い、保衛協に補助金交付決定書を交付した。

(ウ) 令和5年6月8日付けで保衛協から補助金請求書が提出された。

(エ) 市は概算払を決定し、令和5年6月20日に1,200,000円を指定された口座に振込みをした。

(オ) 令和5年度終了後に実績報告を求め、補助対象経費に係る領収証等の証拠書類を確認後、補助金の額を確定する予定である。

よって、保衛協補助金の支出に係る事務手続は、補助金規則及び保衛協補助金要綱に基づき適正に行われていると判断する。

イ 保衛協補助金の目的及び交付対象になる経費について

保衛協補助金要綱別表（第2条関係）によると、保衛協補助金の目的は「地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じて、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい社会の建設に資することを目的としている加古川市保健衛生協議会の健全な育成発展を図り、加古川市の保健衛生の向上に寄与するため。」と定められている。保衛協は、市政運営、とりわけ環境行政に密接に関連し、市が行うべき環境衛生施策、ごみ減量及び資源化施策の一翼を担い、地域に密着した環境行政の担い手として、長年にわたり市と一体となって、地域環境の整備、保健衛生の推進を図っている市にとって必要不可欠なパートナーで、公益性、公共性が高く、保衛協補助金要綱別表（第2条関係）に規定する目的に沿った団体である。

また、保衛協補助金の交付対象となる経費については、保衛協の運営に係る経費のうち、「旅費、事務用品費等の需用費、総会、役員会等の開催に要する役務費、使用料及び賃借料」と規定されているが、保衛協補助金の補助金交付申請書に添付された令和5年度保健衛生協議会収支予算をみると、支出合計額は6,030,000円となっており、そのうち保衛協補助金の交付対象外となる交際費の40,000円を控除しても、なお保衛協補助金の額の1,200,000円を超える5,990,000円の支出を予定していることが確認できる。よって、保衛協補助金は保衛協補助金要綱別表（第2

条関係)に規定する目的・補助対象経費に適合した補助金と判断する。

以上のことから、保衛協補助金の支出に係る事務手続は補助金規則及び保衛協補助金要綱に基づき適正に行われており、保衛協補助金の目的及び交付対象となる経費も保衛協補助金要綱に適合している。よって、保衛協補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(7) 公園管理委託料の支出について

請求人は、公園管理委託契約が、老人クラブ等への再委託の可能性が高いため、公園管理委託料の返還を求めていることから、公園管理委託料の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 公園管理委託契約の目的と内容について

市が市内に378か所ある公園全ての維持管理を実施するために、コミュニティ施設として中心的な役割を担う公園をより良好な状態に維持するとして、町内会等と施行令第167条の2第1項第2号に該当することを事由に随意契約している。

(ア) 公園管理委託契約書第5条に「受注者は、委託業務の処理を他に受託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。」と再委託の禁止について規定している。

関係職員への調査により、作業報告書で「定期的な作業内容」「人数」の項目に記載のある「老人クラブ(〇〇会)等」による活動については、老人クラブの会員でもある町内会員が清掃を行ったという認識であったが、公園管理委託とは関連がなく、作業報告書の記載内容としては不適切であったと判断していることを確認した。また、[甲]公園の管理については、町内会が老人クラブ等に作業を委託した事実はなく、再委託に当たる事項は認められないことを確認した。

(イ) 関係職員への調査により、公園管理委託料の積算は、均等割25,000円、面積割92,400円(1平方メートル当たり22円)、ごみ袋代として3,000円の合計120,400円であること及び本件補助金に係る[No.02]町内会の作業報告書に記載のごみ袋代は、当該公園の清掃に使用したものではなく、[No.02]町内会隣接公有地等での環境美化活動に使用したものであった報告を受けていることを確認した。

イ 公園管理委託契約の履行確認について

公園管理委託契約の履行確認については、関係職員への調査により、当該町内会から提出された上半期報告書（令和4年9月30日受付）及び下半期報告書（令和5年3月31日受付）により、適正に履行されていることを確認した。

以上のことから、作業報告書の記載内容に適切でない部分があるものの、公園管理委託契約は、当該町内会により適正に履行されていることから、公園管理委託料の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(8) ウェルビーポイント負担金の支出について

請求人は、いきいき百歳体操を町内会等の活動として行っている団体には、本件補助金が交付され、公平性に欠けるため、町内会等の活動としていきいき百歳体操を行っていない団体は、ウェルビーポイントの付与対象外にすべきであると主張している。このことから請求人は、ウェルビーポイント負担金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ウェルビーポイントの付与は、ウェルビーポイント要綱及び百歳体操支援要領に基づき実施されている。

ア ウェルビーポイントの付与の趣旨について

ウェルビーポイントの付与の趣旨は、いきいき百歳体操を実施する団体を支援することで、通いの場が継続的に実施される地域づくりを推進するとともに、地域住民の介護予防を推進することとしている。

イ ウェルビーポイント負担金について

関係職員への調査により、ウェルビーポイントは、活動1回に対し50ポイント、500回参加し、2,500ポイントが貯まった時点でポイントが付与されることを確認した。令和4年度は、1,635件の申請があり、日付とスタンプを確認した後、4,087,500ポイント分、4,087,500円のウェルビーポイント負担金の支出があったことを確認した。

ウ 市が支援する条件について

(ア) ウェルビーポイントの付与対象者は、市内在住でいきいき百歳体操を実施する者で、市に住民票がある者（百歳体操支援要領第2条）であり、介護保険第1号被保険者又は支援のための活動に関わる65歳未満の者となっている。なお、請求人が主張する2、3歳の子供に対するウェルビーポイントの付与については、2、3歳の子供が参加者を支援することができないため、ウェルビーポイントの付与の対象ではないことを確認した。

(イ) 実施場所は、公民館、公会堂、集会所、個人宅等となっている。関係職員への調査により、実施団体は、町内会、老人クラブなども含まれているが、主体の団体については、ウェルビーポイントの付与の要件に含まれていないことを確認した。

以上のことから、市が町内会等の活動か否かにかかわらず、ポイントを付与したことは、市民による主体的な社会活動、健康活動等への参加意欲を高め、ひとりでも多くの人が活動に参加するきっかけとなり、また、活動を続ける楽しみにつなげるというポイント制度の目的と合致していることを確認した上で市が決定しており、市の政策的判断の範囲内であると考えられる。

よって、ウェルビーポイント負担金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(9) 自主防補助金の支出について

請求人は、自主防補助対象団体が、連合会に属する町内会長等が率いる団体と連合会に関連する団体であり、町内会等非加入世帯が補助対象外であることは、不公平であるため、自主防補助金の返還を求めていることから、自主防補助金の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 自主防補助金の目的について

自主防補助金要綱別表1によると、自主防補助金の目的は「自主防災組織が整備する資機材の購入及び修繕並びに防災活動において発生する経費の補助を行うことで、自主防災組織の育成及び活性化を図り、地域防災力の向上に資するため」と規定されてい

る。

イ 自主防補助対象団体について

自主防補助対象団体は、自主防補助金要綱第2条第4項に、地域において自主的な防災活動を実施し、地震その他の災害の被害の防止及び軽減を図ることを目的として結成された自主防災組織としている。自主防補助金の交付については、自主防補助金要綱に明記していないものの、請求人の主張のとおり、自主防補助対象団体が連合会に属する町内会長等が率いる団体だけであり、町内会等非加入世帯が補助対象外となっているため、連合会に関わりのないマンションや解散町内会などが、自主防補助金の交付対象となっていない点については、関係職員も課題として認識していることを確認した。

ウ 自主防補助金の支出に係る事務手続について

自主防補助金要綱によれば、自主防補助金の交付は、①加古川市自主防災組織補助金交付申請書に必要な書類を添えて申請（第4条）、②申請内容を審査し、交付決定（第5条）、③補助事業実施後、実績報告（第9条）、④実績報告書等の審査、必要に応じて実地調査を行い、補助金の額を確定、請求書の受理（第10条）、⑤補助金の交付（第11条）の手順で行われる。

関係職員への調査により、報告書等に疑義がある場合は、自主防補助対象団体に確認していること及び自主防補助金の支出に係る事務手続は、別表3のとおり、補助金規則及び自主防補助金要綱に基づき適正に行われていることを確認した。

以上のことから、自主防補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

(10) 地域防犯活動団体への啓発物資の配付について

請求人は、地域防犯活動団体に配付される啓発物資の返還を求めていることから、啓発物資の配付が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 地域防犯活動団体について

地域防犯活動団体は、小学校区を単位とし、加古川市生活安全条例に基づき、安全

で安心して暮らすことができる地域づくりを積極的に進めるため、地域の各種団体が互いに協力して地域安全活動を行う団体である。

町内会、老人クラブ、PTA、少年団、ボランティアグループなど地域の各種団体が構成されているが、地域により、構成団体数や内容は違っている。

イ 啓発物資の配付について

請求人は、配付される啓発物資を小学校の校長や教頭が地域からの贈物として受け取っている可能性があるとして主張している。関係職員への調査により、啓発物資配付の流れは、次のとおりである。

①地域防犯団体に対して、案内を送付（令和4年5月26日付け）②地域防犯団体連絡会議（同年6月30日実施）にて、申込書を受付③見積り合わせにより納入業者を選定し、同年9月30日納期で発注（同年8月22日契約）④36団体へ防犯パトロールキャップ、ベスト、ライト、メガホン等合計372個を配付。

小学校の校長や教頭が啓発物資を受け取っていることについては、防犯啓発物資配布申込書の「2送付先」として小学校の校長や教頭の名が記載されているためであり、それぞれの団体の構成員であるPTAが受け取り、保管して、適切に使用していることを地域防犯活動団体である申請者及び当該団体の構成員であるPTA双方に確認していることを確認した。

ウ 啓発物資の必要性について

請求人は、本件補助金の申請内容に防犯活動に関する項目が挙げられていることから、啓発物資の配付は必要ないと主張している。

関係職員への調査により、啓発物資の配付は、防犯活動を進めていく上で、さまざまな主体が重層的に取り組むことで、市民の防犯意識の向上につなげるという目的に合致していることを確認した。

以上のことから、地域防犯活動団体への啓発物資の配付については適正に行われており、地域防犯活動団体への啓発物資の配付は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。

7 監査委員の意見

本請求に対する監査結果は、前述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

- (1) 本件補助金は、市の他の補助金等で補助対象外となっている経費についても補助対象にしている。本件補助金が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町内会等の地域活動に制約が生じている中で、地域の主体的・継続的な活動や新たな活動の創出を後押しするために、臨時・緊急的に創設したものであることは理解できるものの、市の他の補助金等との整合性が図られていない点があることは否定できない。今後、同様の補助金制度を創設する際には、関係部局と十分に協議し、精査した上で、市の他の補助金等との整合性が図られたものとなるような制度設計に努められたい。
- (2) 本件補助金交付申請書添付の事業計画書には、留意事項として、世代間交流事業を複数回実施する場合、2回目以降は本件補助金の対象となる旨の記載があるが、本件要綱にはその旨が明確に規定されていない。これは、直ちに誤りとはいえないが、より正確性を期すために本件要綱に規定することが適切であったと思われる。今後は、補助金等の支出について疑義が生じることのないよう、より正確な要綱の制定等に努められたい。
- (3) 本件補助金交付申請書等において、日付の記入漏れが少なからず見受けられた。また、本件実績報告書の記載内容や添付書類について、十分な確認がなされていたとはいえないものも一部見受けられた。今後、同様の補助金等を支出するに当たっては、申請書等の記載内容に不備がないかの確認を徹底するとともに、記載内容に疑義がある場合は、申請者等に確認し、必要に応じ訂正を求めるなど、書類受付の正確性の確保に努められたい。
- (4) 本件補助金で購入された備品等の管理については、町内会等が備品管理台帳を作成することとしているが、市が備品管理台帳等を確認するなど、より適切な備品等の管理を求められたい。